

佐渡酒誌



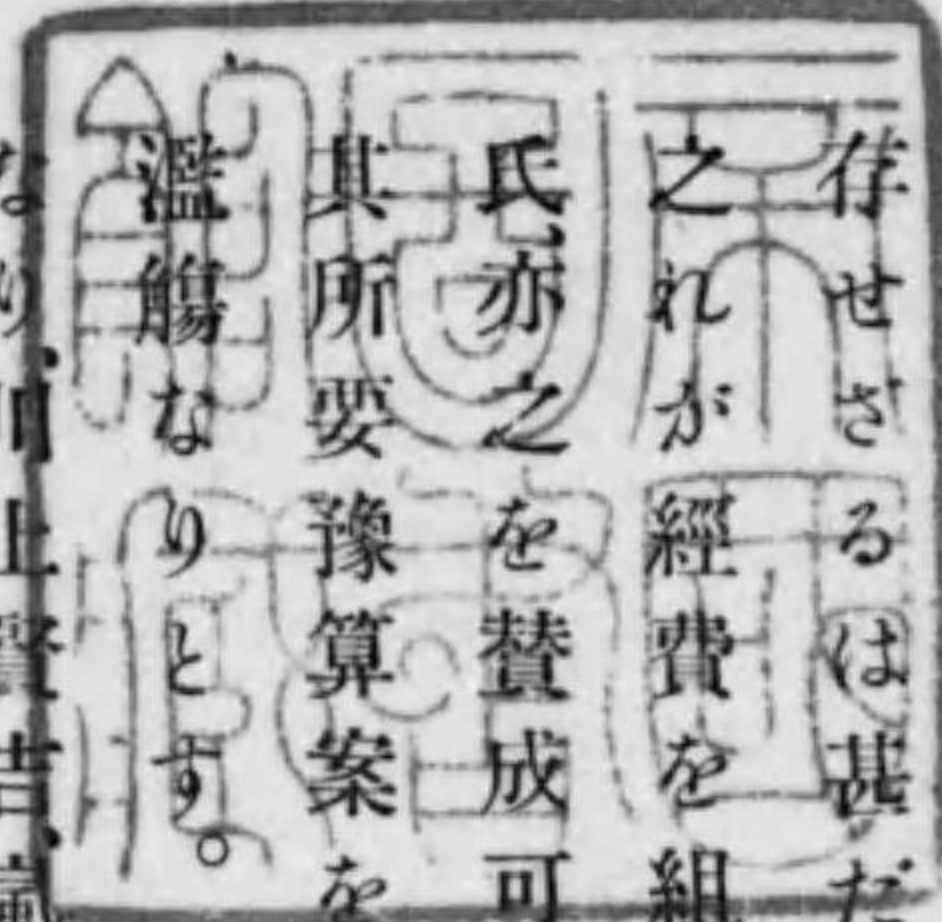
始



特232  
530

序

大正五年九月開かれたる佐渡酒造組合の秋季總會に於て、組合員たりし亡父中山五兵衛は、風光明媚にして史蹟に富み、而かも産業頗る發展し、古き製造の歴史を有する、佐渡酒造業に關する記録の存せざるは甚だ遺憾なればとて、「佐渡酒誌」編纂の必要を力説し、之れが經費を組合會に提案せられんことを建議せり。組合員諸氏亦之を賛成可決せるにより、當時の組合長青木永太郎氏は、直に其所要豫算案を提出し、僉異議なく可決確定せり、是本書の成り濫觴なりとす。則委員を設け、編纂事務の一切を委任することゝなり、川上賢吉、嵐城嘉平、中山五兵衛の三氏に囑託したるに、嵐城氏辭任せしにより、大正六年の秋季總會に於て、嵐城氏の補缺と共に、一名を増員することゝなり、若林助太郎、菊池新左衛門の二氏に囑託せり。



大正七年の春季總會に於て、編纂委員の改選行はれ、菊池新左衛門、野方佐七郎、渡邊賢吉の諸氏當選され、新たに川上賢吉、嵐城嘉平、中山五兵衛の三氏を、顧問に推舉せり。

越えて、昭和三年四月の春季總會に於て、柴田繁、尾畑與三作、菊池新左衛門の三氏委員となり、専ら編纂事業の進行を企圖せりといへども、酒造に關する文献を涉獵すること、極めて難事に屬し、文書は散逸して其所在を明らかにせず、古老は既に去りて聽くべき材料に乏しきを以て、委員諸氏は、東奔西走、苦心慘憺して、僅に得る所の資料は、稻邊弘氏に囑して之を謄寫せしめたり。

惟ふに、事物の由來起原を釋ねて、之を保存收録することは、極めて困難なり。況んや、組合より支出する經費には自ら制限あり、加ふるに顧問中山五兵衛、嵐城嘉平、川上賢吉、委員菊池新左衛門の諸氏相前後して長逝し、是が爲めに、編纂の事業一時殆んど中絶するに至れり。

然れども、組合長青木永太郎、近藤吉太郎、柴田繁、尾畑與三作の四氏時代を歴て、不肖組合長たるに至るまで、何れも前人の意思を尊重し、毎年の豫算に編纂費用を計上決議し、屈せず、撓まず、資料の蒐集を繼續し、之れに依て、やゝ的確正鵠なるを得るに至れり。

茲に於て、郷土史の研究家にして、以前酒造を家業とせる、羽田清次氏を編纂主任に推薦し、其の記述取捨を一任せり。氏乃ち古きを温ね、新しきを參へ、拮据努力の結果、今や漸く脱稿を見るに至れり。氏の勞劬洵に多大なりしを茲に特筆す。

今や、不肖乏しきを組合長に承け、組合員諸氏の支援に據り、此事業を完成するを得たり。一は以て佐渡史實研究の一端に資し、一は以て亡父の遺志を遂げたるを喜び。聊か其の來歴を叙べて、以て序となすと云爾。

昭和十年四月

佐渡酒造組合長 中山五郎

## 凡 例

一本書は、佐渡に於ける酒造に關する歴史及び佐渡郡酒造組合の沿革等を記述するを目的とせり。

一本書は、酒誌編纂委員諸氏の苦心蒐集せし資料と、編纂者の搜索調査に得たる資料とに據り編纂せり。

一本書の資料調査は、大體昭和五年度を限度とせしも、まゝ其の以後のものも採録せり。

一本書は、資料完備せざる爲め、記述十分ならず。又多少の誤謬なきを保せざるを以て、他日識者の教示を待ち、是正せんことを期す。

昭和十年五月

編 纂 者 識

峯  
造  
氏

字題氏造丘田峯 長局督監務稅屋古名

是聖賢

昭和九年

能登原田 蘇江

名古屋稅務監督局鑑定部長

副島

昌氏題字

君像厚生志 既備夙將  
 新業亦亦表 教古尹德  
 史考編在象 以三應佳  
 之梓新

孫故亦以爲言 翁臨修德德  
 北涯居細亥



詩題氏涯北畑尾



のもしりなと人故てしに長合組造酒渡佐



氏門衛左吉藤近 故



氏郎太永木青 故



氏衛兵五山中 故

前代組合長



近藤吉太郎氏



尾畑與三作氏



柴田繁氏



相川稅務署長  
齋藤盛次氏



相川稅務署問課長  
山田東作氏

現 代 正 副 組 合 長



組 合 長  
中 山 五 郎 氏



副 組 合 長  
高 橋 幸 吉 氏

寫真說明

右圓形中向て  
上列向て右より  
中列向て右より  
下列向て右より

藤川忠治氏 久平氏代長男 後藤翁一氏  
可一氏代二男 川上道平氏 柴田四郎次氏 繁氏長男

青木宗一氏 渡邊喜太郎氏 藤井一郎氏 嵐城治作氏

榎井五郎左衛門氏 加藤長三郎氏 渡邊賢吉氏 近藤吉太郎氏

松永佐太郎氏 若林三春氏 倉内倉吉氏 野方佐七郎氏 尾畑與三作氏

櫻の森酒造合資會社 代表者 萬西重平氏 若林三春氏 羽豆太三次氏 中山五郎氏

石見喜作氏 萬西重平氏 菅野林平氏 高橋幸吉氏

岡崎毅氏 山本萬平氏 逸見至氏

員合組造酒渡佐



山本 高平丸	山本 高平丸	山本 高平丸	山本 高平丸
菅 潤林 平丸	菅 潤林 平丸	菅 潤林 平丸	菅 潤林 平丸
高 健 幸吉丸	高 健 幸吉丸	高 健 幸吉丸	高 健 幸吉丸
中山 正 源丸	中山 正 源丸	中山 正 源丸	中山 正 源丸
風 敏 典三 君丸	風 敏 典三 君丸	風 敏 典三 君丸	風 敏 典三 君丸
武 藤 吉 大源丸	武 藤 吉 大源丸	武 藤 吉 大源丸	武 藤 吉 大源丸
風 敏 祐 君丸	風 敏 祐 君丸	風 敏 祐 君丸	風 敏 祐 君丸
柴 田 四 源次丸	柴 田 四 源次丸	柴 田 四 源次丸	柴 田 四 源次丸
櫻 井 貞 君丸	櫻 井 貞 君丸	櫻 井 貞 君丸	櫻 井 貞 君丸
中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸
中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸
中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸
中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸	中 國 向 三 吉丸

富 興 福 團

佐渡酒誌目次

一、總	說	一
二、沿	革	五
三、規定及定款		一〇
四、組合	員	五
五、役	員	六
六、事	業	八
七、產	額	一九
八、酒	價	二二
九、酒類移出入		二八
十、組合	經費	三〇
十一、縣	聯合會	三四
十二、原	料米	四四
十三、餘	錄	四九

佐渡酒誌目次終

## 佐渡酒誌

### 一、總說

有史以來何れの時代、何れの地より酒なるものゝ生せしや明かならず。エヂプトにては、オシリスの神が穀類より酒を造る術を教へたりと云ひ。ギリシヤにては、パツカスの神が葡萄酒の製法を發明せりと云へり。舊約全書には、ノアの造りし葡萄酒が、酒の記事の最初にして、支那民族の太古にも、夏后氏の代（約四千百年前）儀狄酒を作ると傳へたり。又博物志には、杜康が發明せりと記しあり。我が邦に在りても、一般に、素盞鳴尊の八醞の酒を醸せしを、酒の始まりの如くに信せらるゝも（日本記）古事記には、其以前既に酒に關する記事を載す。

抑サケと云ふ詞は如何にして起りしか、サケは「榮え」なり、即ち酒を飲めば、歡樂繁榮の氣分起るにより、之をサカエと稱し、後に略してサケと云ふとの説あり。然れども、繁榮と云ふが如き、人文的觀念が、詞として現はるゝは、多少とも人類の進化したる後の事に屬し、酒は其以前より存せしが故、更に一層原始的の詞無くんばあらざるなり。

崇神天皇の御宇、八年四月、高橋活日たかはしのかいきひが、三輪大神の掌酒さかひさに任せられし時、活日謹んで御酒



を醸して供へ、同時に天皇にも献上せり、此時活日の歌に

この御酒は我みきならずやまとなる

大物主のかみしみき活日さ

とあり。又應神天皇の御製に

ことなぐし ゑぐしに 我酔ひにけり

神功皇后の御歌に(古事記)

このみきは わがみきならず ぐしのかみ とこよにいますいはたす

少名御神ならずくしのかみ とこよにいますのとよほぎ ほぎもとはし

かむほぎ ほぎくるはし まつりこしみきぞ 空さす召せ

とあり。此一首により、少名彦尊が酒神たることは明かなり。

クシは酒の古名にて(古事記)クシは即ち奇しなり、怪しなり。人類が自然現象に對する驚異の言葉なり。蓋し人類に言葉が出来始むるや、間もなく出来し言葉なるべしと信ず。酒の致酔的作用に對し、古代人が不思議に考へ、クシと呼びしものなるべし。一説に、クシは藥の古語なりとも云ふ。古代に於ては、酒即ち藥なりしやも知れず。一

兎に角、クシが酒なりし事は、前掲の歌によつて誤りなき所にして、尙ほ今日酒の事をオミキと云ふ、オとミとは敬語にして、キは即ちクシが詰りし言葉なり。又一説にはキは

氣なり、スピリットなりと云ふ。氣と云ふ言葉は、支那より漢字と共に傳來せしもの、如きが故に、直に賛同することを得ざるなり。

古より大和の大神の神、山城の松尾梅宮の神は、酒神として崇敬せられつゝあり。文献に現はれたる酒の創始者即ち元祖は、大國主尊(大物主)と、少名彦尊の二神なることを斷じ得べきなり。

酒の種類は、果實酒と、穀類酒の二種に大別し得べく、現在の日本酒即ち清酒は、云ふまでもなく穀類酒にて、日本に酒の始まりし當時より、果して穀類を用ひしや否やは、極めて難問題なり。

惟ふに、仁徳天皇の御代は別とし、奈良朝時代に、清酒の文字が現はれ、萬葉集には、山上憶良が九州太宰府にて、糟湯酒を飲みし歌の載せられあり。平安朝時代の酒は、何れも慮過したるものにして、延喜式には、御料酒として、御井酒、醴酒、搗糟、三種糟等が擧げられたり。

又鎌倉時代の酒は、多く薄濁のものにして、徳川時代に入つては、大に進歩せしも、正徳頃までは、主に甘味の多きものを好みしが如く、寛政頃より、甘味の少き清酒を用ひられ、元文五年に、伊丹の劔菱が、將軍の御膳酒に指定され、天保十一年頃、櫻正宗が現はるゝに至つて、劃時代的進歩を見るに至れり。更に明治時代に入つては、醸造試験所の如き機關

が完備し、科學による改良法が発見せられ。我が佐渡も亦明治の末期より大正、昭和に及んで、醸造の研究一段と進み、清酒の聲價愈高きを加ふるに至れり。

抑神前に酒を捧ぐるは、我が邦古來の慣習なり。殊に天子御即位の大禮に、白酒黒酒を用ひさせ給ふを見れば、酒の必要なること、復た茲に架説を待たず。これを個人に見んか、冠婚葬祭、一として酒を用ひざるもの無く。有酒盈樽、引壺觴自酌とは、陶淵明の歸去來辭に謠ふ所にして、農夫一日の勞を終へて、晚酌を口にす、豈に樂しからずや。若し夫れ世に容れられざる者、一杯を傾けてこれを慰し。憂苦胸に充つる者、酒を以てこれを消す。所謂酒は是れ憂ひの玉帯なり。

今や國際非常の秋徒らに虚を弄し、策を盡して、和平一日も保すべからず。一旦破局に際しては、征旅を壯んにするも酒なり。攻城に、野戰に、士氣を振作鼓舞するも、亦其芳醇に負ふ所多し。我が邦の禁酒論者宜しく三省して可なり。彼の禁酒國の看版を掲げたる米國を見よ、過去十年の久しきに亘りて行はれし禁酒法も、一昨年十一月開設の議會に於て、米國憲法修正第十八條(禁酒法)撤廢が、上下兩院を通過して、フーヴァー大統領の所謂社會政策上貴重なる實驗は見事に一蹴され、米國は再び私生活に於ける個人の自由は復活さるゝに至り、さすがの禁酒國も、茲に全く酒の勝利に歸せり。昨年六月廿二日、ワシントン發電に曰く、アメリカ財務省の發表によれば、禁酒法を撤廢し、酒類税

取立を開始以來、今日までの稅收實績を基礎として、一ヶ年の酒税を計算すれば、約三億五千萬ドル即ち國庫收入の一割に當ると、之を以て此を見れば、洋の東西を問はず、何れの國に於ても、酒税の收入が、國家の重要財源たるは同一なり。我が邦の禁酒論者以て如何となすか。(昭和九年六月稿)

## 一、沿 革

佐渡に於ける清酒醸造は、其の起原頗る古きが如も、文献の徵すべきものなきを以て詳にするを得ず。徳川時代に至りては、やゝ記録の存するものあり。日本事物原始には、後西天皇の萬治元年(今昭和十年より二百六十三年前)即ち徳川四代將軍家綱時代に始まりしと云へり。當時諸白、片白の事記載あるも、如何なる醸造を爲したるかを知る能はず、又其の醸造家の人名も詳かなるを得ざるなり。それより三十年後、東山天皇の貞享四年九月廿日、澁手新町(今の新町)喜兵衛より、同町藤九郎(後に半右衛門と改む今の山本半藏)へ、酒林並に諸道具一切を、印銀三百貳拾五匁にて讓渡せし證文並に酒道具注文覺書の記録あり。小木代官へ提出せし口書なるものに、「拙者儀前々より酒屋にて新町にて當春迄酒作り來り申候所紛無御座候」云々とあるを見れば、佐渡の酒造は早く開業されしこと疑ひなし。それより六年の後、東山天皇の元祿五年三月十一

日、澁手新町三郎右衛門より河原田本町五兵衛(今の中山五郎)へ酒林諸道具共代銀三百匁にて賣渡したる記録あり。

抑造酒株は、一定の家に對して、造酒の特權を附與するものにして、江戸幕府時代の制は、酒を醸造せんとすれば、必ず株を有せざるべからず。此株は賣買、讓渡、貸借、改名等には相當の手續を履むを要したり。由來佐渡の酒造業は、初め一町村一株を標準として、決定せるものと云へり。又酒株賣買讓與の制に於ては、特殊事情の關係上、古くより之を嚴守せしめたるものゝ如し。佐渡年代記によれば、中御門天皇の享保年間、佐渡鑛山の所在地たる相川町に、酒造家七十二軒あり。其の造入米貳萬八千俵、濁酒屋八十六軒、其の造り米貳千四百俵なりと。元祿五年より九十一年目、孝格天皇の天明三年の佐渡酒造家人名簿によれば、百十餘軒あり。江戸幕府の末には、國中に酒造家二百五十餘軒ありしとなり。

今天明三年頃の酒造家人名を録して、温故知新の一端に供す。(頭書は現在町村名、括弧内は當時の町村名)

相川町 九右衛門(大工町) 四兵衛(米屋町) 嘉十郎(味噌屋町) 嘉兵衛(柴町) 庄次郎(濁川町) 勘兵衛(石扣町) 善左衛門(羽田町) 安四郎(同上) 六平(一丁目) 佐次右衛門(三丁目) 武右衛門(四丁目) 清左衛門(下相川) 外三名不詳

澤根町 儀左衛門 善右衛門 佐次右衛門 □左衛門(口誤字) 茂右衛門 文右衛門

河原田町 源助 勝三郎 五兵衛 儀左衛門

二宮村 甚五右衛門(石田) 與次右衛門(長木) 曾右衛門(眞光寺)

金澤村 太郎左衛門(泉) 右内(同上) 孫四郎(中興) 與次右衛門(同上) 與三平(同上) 惣左

衛門(同上) 吉左衛門(本屋敷) 茂左衛門(新保) 市郎平(同上)

吉井村 不詳

新穂村 孫七(新穂) 三四郎(同上) 吉右衛門(同上) 市郎平(瓜生屋) 利七(舟代) 平四郎

(同上) 佐右衛門(同上) 清左衛門(大野) 清助(湯上) 五郎左衛門(正明寺)

畑野村 藤右衛門(畑野) 重平(同上) 長十郎(同上) 宗三郎(小倉)

眞野村 喜平(金丸) 萬右衛門(同上) 與三兵衛(新町) 五郎右衛門(同上)

西三川村 傳右衛門(小泊) 新三郎(大須)

小木町 勘右衛門(小木) 伊左衛門(宿根木) 善助(同上)

羽茂村 忠右衛門(羽茂本郷) 忠左衛門(同上)

赤泊村 伊平(赤泊)

松ヶ崎村 佐次右衛門(大字名) 利右衛門(大字名)

水津村 太郎左衛門(東立島)

河崎村 權左衛門(河崎) 源助(原黒)

兩津町 久吉 安右衛門 與右衛門 利右衛門 新七 儀左衛門 安太郎 太四郎(以上夷町)

喜左衛門 藤次郎 利左衛門 太平 佐市 吉左衛門(以上湊町)

高千村 四郎左衛門(入川)

金泉村 助左衛門(達者) 平三郎(姫津) 茂左衛門(同上)

其の後幾多の變遷消長あり、天明三年より百一年後の明治十七年に至り、酒造家百二十五戸、醸造高八千四百拾石餘となり。天明時代より十戸を増せり。爾後明治二十年には百九戸、造り高壹萬石餘に上り。同二十五年には、十二戸を減じて九十七戸となりしも、醸造高は九千石に垂んとし。明治三十年に至りては、八十九戸、六千八百石に減せり。更に明治三十五年に至りては、休造廢業續出し、四十七戸、六千七百石となり。大正元年には三十七戸に減せしも、醸造高は増して七千四百石となれり。大正五年には、三十三戸、醸造高六千九百石となり、大正十年には三十四戸、九千四百石餘となり。昭和五年に至り、廢業者もありしが、又新規營業者もありて、三十一戸の醸造家、其の造り高七千石となり。昭和六年には、休造者ありし爲め二十六戸に減じ、其の造り高五千四百拾五石となれり。昭和七年には、酒造家二十九戸、造り高六千四百拾八石となり。昭和八年には酒造家二十九戸、造り高六千九百八十五石六斗一升九合となり。昭和九年には二十八

戸、造り高六千八百〇九石三斗四升七合となれり。

天明三年の酒造家名簿に記載ある者にして、今日まで繼續せるものは、河原田町中山五郎(五兵衛) 畑野村小倉青木宗一(宗三郎) 羽茂村羽茂本郷藤川忠治(忠右衛門)の三家に過ぎず。

明治の初年、政府より醸造米を特別に拂下げたることあり。此恩典を羨んで、新規株を出願するもの續出し、忽ち舊株の約二倍半即ち二百名内外に達したり。想ふに酒造米を格安に拂下げたるは、一面酒造家の保護政策の如き觀あるも、其の實年貢米の運賃より算出せる手段に外ならざれば、然までの恩典にはあらざるも、新規營業者は、唯醸造米の格安拂下げを羨み、又舊株の「酒屋は長者に似たり」の諺を鵜呑みにして、杜撰の經營をなしたる爲め、失敗者續出し、舊株の者亦此の影響を受け、共倒れの憂目を見たるものも尠からざりき。

蓋し我が佐渡は、四面環海の孤島にして、冬春の二季風雪に鎖され、海陸の交通尤不便にして、山海の勞役亦意の如くならず。此時期に於て、一面多數勞働者の救濟保護事業と爲し、他面資産家の副業として經營せられたりと。然れども其の規模何れも小にして、各自の製造高亦頗る尠く、且其の醸造法亦徒に舊習を墨守するに過ぎず、其の販路も地方的にして、僅に郡内の供給に限られ、従つて年々郡外よりの輸入倍蓰の傾向を呈せり。

茲に於てか二三同志の首唱により、製造方法を改良し、營業上の弊害を矯正し、以て斯業の發達を計らんが爲め、明治二十年六月、佐渡酒造營業組合設置を、其の筋へ申請し、其の認可を得たり。是則ち佐渡酒造組合の濫觴にして、明治二十五年に至り、佐渡三郡酒造營業組合と改稱し、明治三十二年、新潟縣酒造組合に加盟して其の支部となり。明治三十八年一月、法令改正の結果、縣組合を解散せしにより、當支部亦自ら消滅せり。依て更に佐渡一郡の組合を組織し、佐渡郡酒造組合と稱し、以て今日に至る。昭和六年中、本組合員の一部に於て、品質の統一及び利益増進の目的を以て、全郡の醸造家を併合し、株式會社を組織するの計畫を樹てたるも、醸造場の位置並に各自所有の倉庫器具等の見積り算定に異論を生じ、遂に挫折せり。然り而して本組合創設以來、毎年春秋二季總會を開き、清酒及麴の品評、従業員の表彰、實地試釀、銘釀地視察、濫賣矯正等の審査協議を遂げ、専ら斯業の改善發達に努め、大に佐渡酒類醸造界に貢献しつゝあり。

### 三、規定及定款

#### イ、組合規約及定款

佐渡三郡(雜太、加茂、羽茂)の酒造營業者は、營業上の弊害を矯正し、業務の發展を圖らんが爲め、明治二十年六月、酒造營業者組合規約を設定し、新潟縣知事篠崎五郎の認可を稟請せしに、明治二十一年二月廿日附を以て、認可せられたり。則當組合の基本的規約にして、且最初のものなるを以て、同盟申請者の氏名と共に、左に其の全文を掲ぐ。

#### 佐渡國酒造營業者組合規約御認可願

今般佐渡三郡酒造營業人協議ノ末別冊ノ通り規約仕候間御認可被成下度依之同盟者連署ヲ以テ此段奉願候也

明治二十年六月十八日

#### 佐渡三郡酒造營業人

- |          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 雜太郡石田村   | 石塚甚吾   | 近藤吉左衛門 |
|          | 名畑喜一郎  | 近藤頼藏   |
|          | 山本良節   | 渡邊新十郎  |
| 同郡河原田諏訪町 | 伊藤々藏   |        |
| 同郡二見村    | 渡邊政次   |        |
| 同郡五十里籠町  | 兒玉茂右衛門 |        |
| 同郡澤根町    | 青野半五郎  | 笹井祥作   |
| 同郡八幡村    | 後藤久平   | 計良傳七   |

同郡新町	安達 茂吉
山本清平	倉内惣平
山本清八郎	嵐城嘉平
逸見權左衛門	
渡邊長次郎	中川 甚一
右近久太郎	
大岡吉郎右衛門	田中喜傳次
信田伊左衛門	
林 勝藏	菊池新太郎
八代 松藏	中村 由藏
渡邊主左衛門	渡部 増吉
本間 定次	
本間 村藏	小田助左衛門
間 淺治	
土屋奎太郎	
深山禎作	

同郡貝塚村	兒玉 宇平	渡邊 貞藏
同郡新保村	川上 愛藏	笹原安五郎
同郡千種村	川原 吾作	徳田 貞造
同郡舟下村	渡邊 虎吉	本間 よし
同郡南片邊村	清水與四平	清水 儀平
同郡北片邊村	土屋源十郎	
同郡後尾村	後藤五郎治	
加茂郡新穂町	川上 立藏	
同郡長畝村	中川又十郎	
同郡湊町	田中 多平	
同郡夷新町	杉山 大藏	中島傳四郎
同郡夷新町	羽田清七郎	
同郡夷新町	北慶太郎	伊藤 勝藏
同郡夷新町	中田 直次	
同郡夷新町	齋藤郁太郎	白須甚右衛門

同郡加茂歌代村	同郡梅津村	同郡羽吉村	同郡加茂歌代村	同郡長江村	同郡白瀬村	同郡三瀬川村	同郡吉井町	同郡吉井本郷	同郡大和村	同郡北立島村	同郡高千村	同郡原黒村	同郡住吉村	同郡城ノ腰村	同郡川崎村
齋藤善十郎	高橋恒藏	淺羽嘉傳	鴻江龍藏	井上新平	高野鶴藏	佐々木多一郎	池善十郎	仲川角平	藤井三九郎	梶井徳四郎	近藤忠次郎	松永佐太郎	石川九平	後藤一作	淺井直
市橋長藏		長又次										藤井五郎吉	石川源吉		

同郡稚泊村	同郡東立島村	羽茂郡松ヶ崎村	同郡多田村	同郡薙場村	同郡三川村	同郡徳和村	同郡赤泊村	同郡杉之浦村	同郡三瀬村	同郡小木町	同郡宿根木村	同郡大小村	同郡豊田村	同郡畑本郷	同郡新町
宇佐美龜次郎	菊池泰造	渡邊清次郎	寺島善四郎	矢下田源五郎	菊池作次郎	三浦佐久	松澤雄次郎	齋藤身喜藏	田村幸吉	佐藤勘一郎	小林利吉郎	菊池五三郎	仙土瀧藏	本間半平	山本藤左衛門
															吉田千代吉

新潟縣知事 篠崎五郎殿

前書願出之趣相違無之候也

明治二十年六月十八日

同郡南片邊村外五ヶ村	戸長	松本 太平
同郡目黒町村外五ヶ村	戸長	池野 最平
同郡新保村外二ヶ村	戸長	兒玉 治平
同郡中興村外一ヶ村	戸長	植田 五之八
同郡畑方村外一ヶ村	戸長	渡邊 主左衛門
同郡長谷村外三ヶ村	戸長	菊池 新五郎
同郡後山村外六ヶ村	戸長	左近 儀平次
同郡吉岡村外六ヶ村	戸長	鈴木 善太郎
同郡新町外三ヶ村	戸長	佐々木 俊藏
同郡五十里籠町外三ヶ町村	戸長	丸岡 重五郎
同郡澤根村外二ヶ町村	戸長	笹井 祥作
同郡河原田町外三ヶ町	戸長	村岡 藤藏
同郡石田村外五ヶ村	戸長	名畑 喜十郎

同郡海上村外四ヶ村	戸長	谷 五平
同郡湊 町	戸長	伊藤 勝藏
同郡夷町外一ヶ町	戸長	白須 甚右衛門
同郡加茂歌代村外三ヶ村	戸長	榎 武吉
同郡馬首村外十ヶ村	戸長	川上 賢吉
同郡吉井町外五ヶ村	戸長	池 襄一
同郡高千村外六ヶ村	戸長	吉岡 寛静
同郡城ノ腰村外五ヶ村	戸長	三國 五郎次
同郡大川村外五ヶ村	戸長	白 井 章
同郡赤玉村外十ヶ村	戸長	菊池 泰造
羽茂郡多田村外一ヶ村	戸長	本間 與三郎
同郡赤泊村外三ヶ村	戸長	石塚 清次郎
同郡大杉村外七ヶ村	戸長	田邊 兼藏
同郡小木町外一ヶ村	戸長	古城 俊平
同郡金田新田外十三ヶ村	戸長	金田 太平治



## 佐渡酒造營業者組合規約

### 第一章 目的

第一條 當組合ハ同盟者中營業上ノ弊害ヲ矯正シ且製造方法ヲ改良シ一般ノ利益ヲ増進センコトヲ以テ目的トス

### 第二章 名稱

第二條 當組合ハ佐渡酒造營業者組合ト稱ス

### 第三章 事務所

第三條 當組合事務所ハ雜太郡石田村四十四番地ニ置ク

### 第四章 役員

第四條 當組合ハ組長一名幹事若干名ヲ置ク

但シ當分ノ中俸給ヲ與ヘズ

第五條 組長ハ同盟者一般ヨリ幹事ハ最寄組合中ヨリ各一名公撰ヲ以テ之ヲ定メ其任期ハ滿一ケ年トス

但シ再撰スルコトヲ得

第六條 組長ハ一切ノ事務ヲ擔當シ且集會ノ長トナル

但シ幹事ヲシテ代理ナサシムルトキハ組長ヨリ指名スヘシ

第七條 幹事ハ組長ヲ輔ケ事務ヲ分擔シ組長不在ノ時ハ其代理ヲ成スヘシ

第八條 組長及幹事ハ營業上注意ノ爲メ各製造家ヲ内檢スルコトヲ得

### 第五章 集會

第九條 當組合ノ集會ハ定期會ト臨時會トニ分チ定期會ハ毎年十月四月各十日トシ臨時會ハ至急ヲ要スルトキ之ヲ開クモノトス

第十條 集會ノ決定ハ不參者ヲシテ之ヲ履行セサルヲ得サルモノトス

第十一條 集會ノ都度事故アリテ出會スルヲ得サルモノハ開會前其旨ヲ事務所ニ通知スヘシ

第十二條 當組合ヘ加盟セント欲スル者ハ事務所ニ申出ツヘシ

但シ酒類製造業者ニ非サレハ加盟スルコトヲ得ス

第十三條 當組合ヲ除盟センコトヲ求ムルモノアルトキハ詳細其事由ヲ事務所ニ申出ツヘシ

但シ組長ノ承諾ヲ得サレハ除盟スルコトヲ得ス

第六章 費用

二〇

第十四條 當組合ノ費用ハ毎年十月ノ定期會ニ於テ豫算ヲ以テ之ヲ徵收ス

但シ除盟者ニハ其徵收金ヲ返戻セス

第十五條 費用ハ同盟者ニ於テ協同支辨スルモノトス

第十六條 組長ハ毎年十月定期會ニ於テ前年度ノ收支精算報告ヲ成スヘシ

但シ年度ハ其年十月ヨリ翌年九月迄ヲ以テ一年度トス

第七章 雜件

第十七條 酒類賣捌相場ハ定期會ニ於テ決定シ最寄組合ニ於テハ其價格ヨリ高價ヲ以テ取定ムルコトヲ得

但シ組長ハ各幹事ヲシテ同盟一般へ通報セシム

第十八條 同盟者ニシテ本規約第十條第十七條ニ違背シタルモノハ違約金トシテ一度ニ付金五圓ヲ出サシムヘシ

但該金員ハ組合一般ノ費用ニ充ツルモノトス

第十九條 同盟者ニシテ第十八條ニ該當スルモノアルトキハ直チニ之ヲ事務所ニ通告スヘシ

組長ハ其事實ヲ調査シ即時之カ違約金ヲ徵收スヘシ

第二十條 酒類改良法ハ最寄組合ニ於テ各一名本業ニ熟練ナル杜氏ヲ他方ヨリ雇

聘スルモノトス

第二十一條 每會化學士ノ臨席ヲ請求スルコトヲ得

第二十二條 此規約ヲ改正變更セントスル者アルトキハ同盟者過半数ノ賛成ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得

其の後、明治二十五年五月二十八日附を以て、組合同規約改正の認可申請を、組合長中山小四郎（後五兵衛と改名す）より、時の新潟縣知事籠手田安定に提出し、同年六月十六日認可せられしが、更に明治三十八年、法律第八號により、相川稅務署管内區域の清酒製造業者を以て、佐渡郡酒造組合を設立することとなり。同年九月十八日附を以て、近藤吉左衛門外五名より、組合設立認可を申請し、翌三十九年四月十九日、縣知事阿部浩より認可せらる。其の後條項の改正されしものありて、現在行はれ居る規約左の如し。

（明治二十九年三月、雜太、加茂、羽茂の三郡を廢し、其の區域を併せて、佐渡郡と稱し、四月一日より施行する旨、法律第二十一號を以て達せられたり。）

佐渡雜太加茂羽茂郡酒造營業組合同規約

第一章 名稱

二一

第一條 當組合ハ佐渡雜太加茂羽茂郡酒造營業組合ト稱ス

第二章 地區及事務所位置

第二條 當組合ハ佐渡三郡ヲ以テ一地區ト定メ酒造營業者ノ同盟ヲ以テ組織ス

第三條 前條地區ノ内左ノ小區域ヲ設ク

第一小區 石田村 河原田町 河原田諏訪町 五十里籠町 澤根町 二見村  
八幡村 長石村 吉岡村 新町 豊田村 大小村

第二小區 南片邊村 北片邊村 後尾村 北立島村 高千村 小田村

第三小區 畑本郷 畑方村 宮浦村 大久保村 小倉村 舟下村 新穂町 長  
畝村

第四小區 中興村 千種村 新保村 貝塚村

第五小區 大和村 吉井本郷 吉井町 三瀬川村

第六小區 長江村 加茂歌代村 梅津村 白瀬村 湊町 夷町 夷新町 羽吉  
村 原黒村 住吉村 城腰村 川崎村 椎泊村 東立島村

第七小區 松ヶ崎村 多田村 蕙場村 三川村 徳和村 赤泊村 杉野浦村

三瀬村

第八小區 大石村 大橋村 羽茂本郷 村山村 小木町 宿根木村

第四條 當組合ノ事務所ハ雜太郡石田村百三番地ニ設置ス

第三章 目的及方法

第五條 當組合ハ左ノ項ニ依リ同盟者中營業上ノ弊害ヲ矯正シ且ツ製造方法ヲ改  
良シ一般ノ利益ヲ増進センコトヲ以テ目的トス

第一項 每通常會ニ於テ専ラ營業ニ關スル利害得失ヲ研究スルコト

第二項 製酒改良法ハ各小區ニ於テ一名以上本業ニ熟練ナル杜氏ヲ雇聘スルコ  
ト

第三項 毎年四月各自ノ清酒二合入一瓶以上ヲ携帯シ通常會場ニ於テ品評會ヲ  
開クコト

但シ事故アリテ欠席スルモノハ最寄同業者ヘ委託スルモ妨ケナシ

第四項 前項品評會ノ節ハ化學士ヲ雇聘シ分析ヲ請フコトヲ得

第五項 弊害ヲ矯正スル爲メ酒造稅則ヲ犯シ密造又ハ不正ノ所業アリト認ムル  
トキハ組長或ハ検査員派出所ヘ密告シ若シ組長ニ於テ犯スコトアルトキハ直  
チニ検査員派出所ヘ密告スルコト

第六條 同盟者ニ於テ製造ノ酒類ヲ他邦ヘ輸出セント欲スルトキハ事務所ヘ申告  
審査ヲ受ケ審査票ヲ樽瓶一箇毎ニ糊附スヘシ

第七條 酒價及諸般ノ事項ヲ議定シ同盟者中之レヲ確守スルモノトス (明治二十一年三月七日縣令乙第九號ヲ以テ削除)

第四章 役員及權限

第八條 當組合ノ役員ヲ定ムル左ノ如シ

組長 壹名 幹事 若干名

第九條 組長ハ同盟者一般ヨリ幹事ハ各小區ヨリ二名以内ヲ公撰スルモノトス

第十條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トシ毎年十月通常會ニ於テ改撰スルモノトス

但再撰スルコトヲ得

第十一條 組長ノ就職及解職スルトキハ郡役所ヲ經由シ縣廳ヘ届出ツルモノトス

第十二條 役員ハ當分ノ中俵給ヲ與ヘサルモノトス

第十三條 組長ハ一切ノ事務ヲ擔當シ且ツ集會ノ長トナル

但シ事故アリテ幹事ニ代理ヲナサシムルトキハ組長ヨリ指名スベシ

第十四條 幹事ハ組長ヲ補佐シ組長不在ノ時ハ其ノ代理ヲ成スヘシ

第十五條 役員ハ營業上注意ノ爲メ各酒造家ヲ内檢スルコトヲ得

第十六條 組長ハ第六條ノ審査ヲナストキハ幹事一名以上立會ハシメ其ノ石數及

品格ノ等位ヲ區分シ審査票ヲ與フヘシ

第十七條 組長ハ組合中違約者アルトキハ其小區幹事ト圖リ之ヲ處分スヘシ

第十八條 前條違約者アルトキハ各幹事ニ通報シ幹事ハ區内營業者ニ通報スヘシ

第十九條 組長ハ會議ノ議案ヲ草スルモノトス

第二十條 役員ニシテ不正ノ行爲アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ臨時會ヲ開キ

同盟者決議ノ上改撰スルコトヲ得

第五章 會議ニ關スル規程

第二十一條 當組合ノ會議ハ通常會ト臨時會トニ分チ通常會ハ毎年十月四月各二

十日ニ開キ臨時會ハ至急ヲ要スルトキ之レヲ開クモノトス

但シ通常會ノ日數ハ毎五日以内トス

第二十二條 通常會ハ同盟者一般臨時會ハ役員ヲ以テ開クト雖モ役員ニテ決定シ

難キ事件ハ同盟者一同ト會議ヲ開クモノトス

第二十三條 書記ハ會長之レヲ撰ミ庶務ヲ整理セシメ其ノ日給ハ會費中ヨリ之レ

ヲ支給スルモノトス

第二十四條 凡ソ集會ノ時間ハ午前八時ニ始マリ午後五時ニ終ハル

但シ時宜ニ因リ時間ヲ伸縮スルハ會長ノ指揮ニ據ル

第二十五條 會員着席ノ順序ハ每會抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 意見ヲ陳述スルモノハ先ツ自己ノ番號ヲ呼ヒ會長ノ許可ヲ得テ發言スヘシ

第二十七條 一議事ヲ終ラサルニ他ノ事件ヲ發言スヘカラス

第二十八條 集會ノ都度事故アリテ出會スルヲ得サルモノハ開會前其旨ヲ事務所ニ通知スヘシ

但シ代理人又ハ後見人ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第二十九條 議事ハ出席員ノ過半数ニ據リ之ヲ決ス

但シ出席員可否同數ナルトキハ會長ノ意見ヲ以テ之ヲ決スヘシ

第三十條 集會ノ決議ハ不參者ト雖モ確守スヘキモノトス

第三十一條 通常會期中會員ノ中ヨリ組合ノ利害ニ關スル事件ニ付建議セントスルモノアルトキハ會長ノ許可ヲ得テ會場ノ議題トナスコトヲ得ルモノトス

第三十二條 會議ハ傍聽ヲ許スモノトス

但シ時宜ニヨリ禁スルコトアルヘシ

第三十三條 會議ハ充分討議ノ權ヲ有スト雖モ人身上褒貶毀譽ニ涉ルヲ許サス

第三十四條 議事申事故アリテ退場セントスルトキハ會長ノ許可ヲ受クヘシ

第三十五條 議事中私語スルコトヲ禁ス

第六章 加入者及退去者ニ關スル規程

第三十六條 當組合ヘ加盟セント欲スルモノハ事務所ヘ申出ツヘシ

第三十七條 當組合ヲ除名セントヲ求ムルモノアルトキハ詳細共事由ヲ事務所ヘ申出ツヘシ

但組長ノ承諾ヲ得サレハ除名スルコトヲ得ス (明治二十一年三月七日縣令乙第九號ヲ以テ但書削除)

第三十八條 當組合地域内酒造營業者ハ渾テ本組合ヘ加入スルモノトス

但加入ヲ拒ムモノアルトキハ郡役所ヲ經テ縣廳ヘ具申スルモノトス

第七章 費用ノ徵收賦課ノ方法

第三十九條 當組合ノ事務所及組合ニ係ル經費ハ左ノ割合ヲ以テ徵收スルモノトス

總額ノ八分ヲ免許鑑札ノ數ニ割當シ其二分ヲ造石高ニ割當スルコト

第四十條 費用ハ毎年十月ノ通常會ニ於テ豫算ヲ以テ之ヲ徵收ス

第四十一條 議決ノ豫算額ニ不足ヲ生シタルトキハ翌年度ノ通常會ニ於テ追徵シ過金ヲ生シタルトキハ翌年度ヘ繰越スモノトス

第四十二條 經費ハ毎年十月幹事ニ於テ取纏メ事務所ヘ送金スヘシ

第四十三條 組長ハ毎年十月通常會ニ於テ前年度ノ收支精算報告ヲ成スヘシ

但年度ハ其年十月ヨリ翌年九月迄ヲ以テ一ケ年度トス  
第四十四條 當組合ノ負擔スヘキ經費左ノ如シ

- 第一項 事務所借館料
- 第二項 役員巡回ニ要スル旅費日當
- 第三項 會議費
- 第四項 雜費

第八章 違約者處分

第四十五條 第六條第七條第三十條第四十六條ニ違背シタルモノハ違約金トシテ  
一度ニ付壹圓以上拾圓以下ヲ出サシムヘシ  
該金圓ハ組合一般ノ費用ニ充ツルモノトス

第四十六條 同盟者ニシテ第四十五條ニ該當スルモノアルトキハ直チニ之ヲ事務  
所ニ通告スヘシ

第九章 雜件

第四十七條 同盟者ヨリ第六條ニ依リ審査票ヲ請フトキハ左ノ雛形ニヨリ票章ヲ  
與フルモノトス

上酒之票章

中酒之票章

下酒之票章

上	佐渡雜太加茂
等	羽茂郡酒造營業 組合事務所 審査之章

縱凡 二寸  
横凡 三寸

中	佐渡雜太加茂
等	羽茂郡酒造營業 組合事務所 審査之章

同 上

下	佐渡雜太加茂
等	羽茂郡酒造營業 組合事務所 審査之章

同 上

第四十八條 事務所ニ於テハ左ノ印章ヲ使用スルモノトス

佐渡雜太加茂
羽茂郡酒造營業
組合事務所之印

方 一寸

第四十九條 組長ハ左ノ印章ヲ使用スルモノトス

佐渡三郡
酒造營業
組合長之印

方 八分

第五十條 事務所戶外ニ左ノ標札ヲ揭示スルモノトス

佐渡加維太  
羽茂郡酒造營業組合事務所

第五十一條 此規約ヲ改正變更セント欲スルモノアルトキハ同盟者過半數ノ賛成ヲ得テ決議ノ上郡役所ヲ經由シ縣廳ノ認可ヲ請フモノトス

明治三十八年八月佐渡郡酒造組合創立總會(明治三十八年法律第八號に依りて設立するもの)に於て組合の定款を議定して認可を申請し、同年九月中、縣知事阿部浩より認可せらる。抑定款なるものは、組合の目的、組織、名稱、其他組合の存立活動に必要な重要事項を規定せるが故に、左に其の全文を掲ぐ。(定款は、數次の改正ありしが、茲には現行のものを記す。)

佐渡郡酒造組合定款

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ佐渡郡酒造組合ト稱ス
- 第二條 本組合ノ區域ハ相川稅務署管内ノ區域ニ依ル
- 本組合ノ區域ヲ分チテ左ノ八區トス
- 第一區 相川町、二見村、澤根町、河原田町、八幡村、二宮村

- 第二區 金澤村、吉井村
- 第三區 新穗村、畑野村
- 第四區 眞野村
- 第五區 西三川村、小木町、羽茂村
- 第六區 赤泊村、松ヶ崎村、岩首村、水津村
- 第七區 河崎村、兩津町、加茂村、内海府村
- 第八區 外海府村、高千村、金泉村
- 第三條 本組合ノ酒類ハ清酒、濁酒、味淋及燒酎ノ四種トス
- 第四條 本組合ハ區域内ニ於ケル第三條ノ酒類製造業者ヲ以テ組織ス
- 第五條 本組合ノ事務所ハ組合長ノ所在地ニ置ク
- 第六條 本組合ニ於テ使用スル印章左ノ如シ

方 一 寸  
佐 渡 郡  
酒 造 組  
合 之 印

方 六 分  
佐 渡 郡  
酒 造 組  
合 長 印

方 六 分  
佐 渡 郡  
酒 造 組  
合 幹 事 印

第二章 事 業

第七條 本組合ノ事業左ノ如シ

- 一、酒類ノ醸造法及品質ノ改良發達ヲ圖ランカ爲總會ノ決議ヲ以テ漸次左ノ方法ヲ實行スルモノトス
  - 一、斯業ニ精通スル者ヲ招聘シテ醸造法及保存法其他ニ關スル講演ヲ爲サシメ又ハ各酒造場ヲ巡視セシメ組合員ニ醸造法等ヲ傳習スルコト
  - 二、酒造業ニ關スル實驗又ハ學說等ノ印刷物ヲ組合員ニ配布スルコト
  - 三、前各號ノ外醸造法及品質ノ改良發達ニ利益ナリト認ムル方法ヲ採ルコト
  - 四、毎年春秋兩期酒類品評會ヲ開クコト
  - 二、營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スル爲總會ノ決議ヲ以テ漸次左ノ方法ヲ實行スルモノトス
  - 一、酒類ノ濫造濫賣ヲ爲サ、ルコト
  - 二、總會ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ組合員ノ製造場ニ就キ製品ノ調査ヲ爲スコト
  - 三、總會ニ於テ酒類ノ最低價格ヲ評定シタルトキハ之ヲ減額セサルコト
- 但評定價格ニ依ルコト能ハサル特別ノ事情アルトキハ組合長ノ承認ヲ享クヘキコト

四、酒類仲買業者ニ於テ不正ノ商取引ヲ爲シタル者アリト認ムルトキハ其事實ヲ調査シ各組合員ハ其不正業者ニ對スル商取引ヲ停止スルコト

五、前各號ノ外營業上弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルニ必要ナル方法ヲ採ルコト

### 第三章 組合員ノ權利義務

第八條 組合員ハ總會ニ出席シテ表決ヲ爲ス權並役員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス

第九條 組合員ハ定款ノ規定及總會ノ決議ヲ遵守シ並組合經費ヲ負擔スルノ義務ヲ負フ

### 第四章 役員ノ權限及其選任並解任

第十條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- |       |    |        |    |
|-------|----|--------|----|
| 一 組合長 | 一名 | 一 副組合長 | 一名 |
| 一 評議員 | 五名 | 一 幹事   | 八名 |
- 但幹事ハ各區ニ壹名トス

第十一條 組合長ハ組合諸般ノ事務ヲ統理シ組合ヲ代表ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アル場合之ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮詢ニ應シ及事務施行ノ狀況ヲ監査シ且左ノ事項ニ付評決ス

- 一、違約者ノ處分ニ關スルコト



二、本定款ノ實行ニ必要ナル規程ニ關スルコト

幹事ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ其區内ニ於ケル組合ノ事務ニ從事ス

第十二條 組合長副組合長及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス幹事ハ各區々域内組合員中ヨリ組合長之ヲ選任ス

第十三條 組合長副組合長及評議員ノ選舉ハ投票ヲ以テ之ヲ行ヒ其多數ヲ得タルモノヲ當選者トス若シ投票同數ナルトキハ年長者ヲ取り同年月日ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 組合長副組合長及評議員ノ任期ハ二ケ年トシ幹事ノ任期ハ一ケ年トス但再選ヲ妨ケス

補缺選舉ニ依リ就任シタル評議員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス組合長任期ノ滿了ニ因リ退任シタルトキハ後任者ノ就任ニ至ルマテ尙其職務ヲ行フ

第十五條 組合員ハ正當ノ事由ナクシテ役員ノ當選ヲ辭シ又ハ其職ヲ辭スルコトヲ得ス

第十六條 役員ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ辭任スルコトヲ得

### 第五章 會 議

第十七條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年二回四月及九月ニ之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、組合長カ必要ト認メタルトキ

二、評議員二分ノ一以上又ハ組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求シタルトキ

第十八條 總會ノ招集ハ組合長ヨリ七日前ニ書面ヲ以テ會議ノ目的日時及場所等ヲ組合員ニ通知スヘシ

第十九條 總會ニ於テハ組合員ハ他ノ組合員ニ委任シテ其議決權ヲ行フ事ヲ得前項ノ受任者ハ委任狀ヲ組合長ニ差出スヘシ

第二十條 總會ハ組合員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

但同一事項ニ付再度招集シタル場合ニ於テハ總組合員ノ四分ノ一以上ノ出席ニ依リ開會スルコトヲ得

第二十一條 總會ノ決議ハ出席員ノ過半數ニ依ル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十二條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル

第二十三條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り議長及出席組合員三名以上之ニ記名捺印

スルモノトス

三六

第二十四條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

#### 第六章 會 計

第二十五條 本組合ノ會計年度ハ毎年十月一日ニ始マリ翌年九月三十日ニ終ル

第二十六條 本組合經費ハ左ノ割合ヲ以テ組合員之ヲ負擔ス

總經費拾分ノ七ヲ造石高ニ賦課シ拾分ノ三ヲ總組合醸造場數ニ賦課ス

但燒酎蒸溜業者中其査定高四拾石以内ナルモノハ醸造場賦課率ハ他ノ醸造場賦課率ノ參分ノ壹ト爲スモノトス

第二十七條 本組合經費ノ豫算及徵收法ハ毎年九月ニ於ケル通常總會ノ決議ヲ經本縣知事ノ認可ヲ得テ每年十月中ニ之ヲ徵收ス

第二十八條 廢業又ハ其他ノ事由ニ因リ本組合ヲ脫退シタル者ノ既納經費ハ之ヲ還付セサルモノトス

第二十九條 本組合經費ノ決算ハ毎年四月ニ於ケル通常總會ニ報告シ其認定ヲ經ヘキモノトス

#### 第七章 違約者處分

第三十條 總會ノ決議ヲ經タル本組合事業ノ實行ニ付組合員ノ遵守スヘキ事項ニ

違背シタルモノ及本定款ノ規定ニ違背シタル者ニハ金壹圓以上百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第三十一條 組合經費ノ納付ヲ怠リタル者ニハ一日ニ付其滯納金額百分ノ一ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第三十二條 組合長ハ組合經費又ハ過怠金ノ納付ヲ怠ル者アルトキハ豫メ期日ヲ定メテ之ヲ催告シ尙納付セサル者アルトキハ之ヲ訴求スルコトヲ得

第三十三條 組合長第三十條乃至第三十二條ノ處分ヲ爲サントスルトキハ評議員ノ評決ヲ經テ之ヲ決定スヘキモノトス

#### 第八章 定款ノ變更

第三十四條 定款ノ變更ハ各酒類ニ付組合員各三分ノ二以上ノ同意アルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス

#### 第九章 加入及脫退

第三十五條 組合員タラントスル者ハ其營業ノ酒類及氏名住所等ヲ記シ組合長ニ申出ツヘシ

第三十六條 組合員營業ノ廢止其他ノ事由ニ因リ本組合ヲ脫退シタルトキハ直ニ其旨ヲ組合長ニ届出ツヘシ

三七

第三十七條 組合員營業ノ酒類又ハ氏名住所等ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其旨ヲ組合長ニ届出ツヘシ

第十章 解散

第三十八條 本組合ヲ解散セントスルトキハ總組合員三分ノ二以上ノ同意ニ依リ本縣知事ノ認可ヲ得ヘキモノトス

第三十九條 本組合解散シタルトキハ組合長清算人トナル組合長缺員ナルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ代ルヘキ清算人ヲ定ム

第十一章 雜則

第四十條 本組合ハ酒造組合法ニ依リ本組合員ノ造石稅納付ヲ擔保スル場合ニハ總會ノ決議ヲ經ヘキモノトス

第四十一條 酒造稅法施行規則第三十一條第一項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テハ前條ノ決議ノ方法ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

口、議事規則

本組合は、議場を整理し、會議の秩序を保持せしめんが爲め、議事規則を設く、則左に其の全文を掲ぐ。

新潟縣酒造組合議事規則

第一條 議員ノ席次ハ每會抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 會議ハ議事日程ノ順序ニヨリ通常午前九時ニ始メ午後三時ニ終ル議長ハ散會又ハ延會ノ際次會ノ議事日程ヲ報告スルモノトス

第三條 議事日程ニ掲ケタル議事ヲ終タル時ハ議長ハ散會ヲ宣告ス議事終ラサルモ議長ハ延會ヲ宣告スルコトヲ得

但シ緊急ノ議事ニ付テハ此限リニ非ラス

第四條 議事日程ニ記載シタル事件アルニ拘ラス他ノ緊急事件ニ付開議ノ動議ヲ起スモノアル時又ハ議長自ラ緊急事件アリト認ムル時ハ討論ヲ用シテ會議ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得

第五條 議事ヲ開クトキハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ但シ時宜ニヨリ特ニ議案ノ大体ヲ朗讀セシメ又ハ朗讀ヲ省略スルコトアルヘシ

第六條 議員發言セントスルトキハ先ツ起立シテ議長ヲ呼ヒ自己ノ番號ヲ告ケ發言ノ許可ヲ受クヘシ

一議員發言中ハ濫リニ發言ヲ求ムルコトヲ許サス

第七條 同時ニ二人以上ヨリ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ其一人ニ對シ之ヲ許スヘシ

議員中間答ヲ爲ス場合ト雖モ惣テ議長ニ向ツテ之ヲ爲シ相互ニ應答スルヲ許サス

第八條 己ニ議題トナリタル後ニ於テ其發議ヲ取消ス事ヲ得ス

第九條 建議ヲ爲サントスルモノハ二名以上ノ賛成者ヲ得テ議題トナスヘシ

第十條 凡ソ動議ハ一人以上ノ賛成者ヲ待ツテ議題トナスヘシ

第十一條 凡議事ハ一讀會ニ讀會三讀會ヲ經テ確定スルモノトス

但シ三讀會ニ於テ動議ノ爲メ成立シタル事件ニ付テハ特ニ尙ホ確定議ヲ經テ決定スルモノトス議長ノ意見又ハ議員ノ發議ニ依リ讀會ヲ省略シテ確定スルコトヲ得議員中異議アル時ハ討論ヲ用ヒス會議ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第十二條 第一讀會ニ於テ議案ニ對シ疑義アルトキハ其説明ヲ求ム可シ

第十三條 前條ノ手續キ了リタルトキハ議案ノ大体ニ付キ討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決ス可シ

第一讀會ニ於テ議案大体ノ修正又ハ議事ノ進行上特ニ調査ヲ要スルコトニ決定

スルトキハ委員ヲ互撰シ又ハ議長ノ指名ヲ以テ之ニ附托スルコトヲ得

委員ニ附托シタル事項ニ就テハ委員ノ報告ヲ俟チ其大体ニツキ討論シタル後第二讀會ヲ開ク可キヤ否ヤヲ決スヘシ

第二讀會ヲ開ク可カラスト決シタルトキハ其議案ヲ廢棄シタルモノトス

第十四條 第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條朗讀シ之ヲ議決ス

議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ附スルコトヲ得但議員中異議ヲ提出スルモノアルトキハ其賛成者アルヲ待チ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決ス可シ

第十五條 第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

第二讀會ノ終ニ於テ議會ハ便宜ニヨリ議案ヲ委員ニ附托シテ修正決議ノ條項ヲ整理シ及字句ヲ修正セシムルコトヲ得

第十六條 第三讀會ハ第二讀會ノ後少ナクモ一日ヲ隔テテ之ヲ開クベシ

但議長ハ議會ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第二讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

第十七條 第三讀會ニ於テハ第二讀會ニ於テ決定シタルモノヲ以テ議案トナシ其全体ノ可否ヲ議決ス可シ

第三讀會ニ於テ修正ノ動議ヲ提出スルモノアルトキハ三名以上ノ賛成者アルニ

アラサレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十八條 議長評決ヲ取ラントスルトキハ表決ニ附スヘキ問題ヲ議場ニ宣告シ問題ヲ可トスルモノヲ起立セシム

議長必要ト認ムルトキ又ハ議員五名以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用ヒスシテ記名若クハ無記名投票ヲ以テ表決ヲナサシムヘシ表決ノ數ハ議長書記ヲシテ之ヲ算セシメ其結果ヲ宣告ス可シ

第十九條 表決宣告ノ際議場ニ現在セル議員ハ表決ニ加ハラサルコトヲ得ス

第二十條 同一ノ議題ニツキ數個ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テハ議長ハ表決ノ順序ヲ定ム其順序ハ原案ニ最モ遠キモノヨリ先キニス若シ議員ノ異議アルトキハ其賛成者アルヲ俟テ討論ヲ用ヒスシテ之ヲ決スヘシ修正案否決セラレタルトキハ原案ニツキ決ヲ取ルヘシ

修正案原案共ニ過半数ノ賛成ヲ得サル場合ニ於テハ再動議ヲ起サシメ又ハ特ニ委員ヲシテ其案ヲ起サシメ會議ニ附スルコトヲ得

第二十一條 委員ノ數ハ奇數トス

第二十二條 委員ハ會議ノ附托シタル事件ヲ審査シ其顛末ヲ報告ス

第二十三條 委員ハ附托セラレタル事件ニ關シ必要ナル書類ノ見閲又ハ説明ヲ理

事者ニ請求スルコトヲ得

第二十四條 議員ハ議場ニ於テ最モ靜肅ヲ守リ私語或ハ喫煙ス可カラス

第二十五條 議員ハ議事中濫リニ議席ヲ退クコトヲ許サス若シ事故アリ退席セントスルトキハ之ヲ議長ニ申告スヘシ

第二十六條 運參議員ハ議長ノ許諾ヲ得テ議席ニ着クヘシ

第二十七條 會議ニ於テ選舉ヲナシ開票セントスルトキハ議長ノ指名ヲ以テ二名ノ立會人ヲ定メ之ニ立會ハシムルモノトス

第二十八條 議事規則ヲ改正若クハ刪補セントスルトキハ定數ノ議員三分一以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ發案スルコトヲ得ス

#### ハ、酒類品評會手續及規定

本組合は、當業者の改良進歩を促す趣旨により、組合創立當時(明治二十年六月)清酒品評會手續(九ヶ條)なるものを設け、出品に對し、香氣、色澤、風味を鑑定して、其の優劣を分ちしが、明治二十五年中、これを佐渡三郡酒造組合清酒品評會手續(八ヶ條)と改め、更に大正四年四月、佐渡郡酒造組合酒類品評會規則(十六條)に改正し、大正七年四月、また佐渡郡酒類品評會規則(十九ヶ條)と更正して現行せり。想ふに對照比較は、事物進歩の基にして、將來の改良發達を講ずる捷徑なり。現行の規則左の如し。

佐渡郡酒類品評會規則

(大正七年四月改正)

四四

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ本郡酒造ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ佐渡郡酒類品評會ト稱ス
- 第三條 本會ハ當分河原田町ニ開催ス
- 第四條 本會ハ毎年四月九月ノ兩度酒造組合總會ノ前日ニ開催スルモノトス
- 第五條 本會ノ出品ハ佐渡郡内酒類製造免許者ノ製造シタル酒類ニ限ルモノトス  
但シ參考品ハコノ限リニアラス
- 第六條 左ニ掲グル費用ハ出品人ノ負擔トス
  - 一、出品物ノ荷造及運送
  - 二、特殊ノ陳列及裝飾
- 第七條 本會ハ出品物其他ノ施設物ニ對シ相當ノ保護ヲナスヘシト雖モ紛失損傷其他ノ損害ニ對シテハ一切其責ニ任セス

第二章 出 品

- 第八條 出品ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルコトヲ要ス
  - 一、其酒造年度内自己ノ釀造シタル酒類ニシテ採取ノ當時一容器十石以上タルコト  
但シ燒酎味淋ハ五斗以上トス
  - 二、出品數ハ製造方法ノ異ナルモノ一人二種ヲ限度トスルコト
  - 三、出品酒類ハ稅務署間稅官吏ノ立會ヲ得テ採取シ其封印ヲ受ケタルモノトス  
但シ間稅官吏ノ都合ニヨリ封印ヲ受クルヲ得サル場合ハ其區幹事ノ立會封印ヲ受クルモノトス
  - 四、出品酒類ハ四合入濃褐色壘詰一本トシ左ノ紙札ヲ貼付スヘシ

酒 名

製 造 主

採取年月日

- 第九條 出品物及其容器等ハ總ヘテ本會ニ寄付スルモノトス
- 第十條 審査ヲ開始シタル後ハ出品物引換變更又ハ申込ノ取消ヲナスコトヲ得ス
  - 第三章 審査及褒賞
- 第十一條 酒類ノ審査ハ出品物ヲ一定ノ容器ニ移シ暗號ヲ付シ左ノ標準ニヨリ採點スルモノトス

四五

一、色澤 二十點 味 四十點 香 四十點 計 百點

但シ防腐劑ヲ含有シタルモノハ評點數ヨリ二點ヲ減スルモノトス

二、審査ハ第三審査之ヲ行ヒ同點ノモノハ再審査ヲ以テ之ヲ決ス

イ、第一回審査成績ニヨリ最高點ノモノヨリ順次出品數ノ六割ヲ採リ第二審ニ付ス

ロ、第二回審査ハ最高點ノモノヨリ順次出品點數ノ四割ヲ採リ第三審ニ付ス  
ハ、第三回審査ノ成績ニヨリ最高點ノモノヨリ入賞ノ順位ヲ定ム

第十二條 出品人ハ審査ヲ拒否シ又ハ意見ヲ陳述シ及審査ノ成績ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十三條 審査成績ハ左ノ四等級ニ區分ス

優等 二點 一等 三點 二等 出品點數ノ四割ヨリ五點ヲ控除シタル點數 三等 若干

前項ノ優等一等二等ノ成績者ニハ賞品ヲ附與スルコトアルヘシ

(大正十年春季總會ニ於テ本條改正)

第十四條 一人ニシテ同種類二點出品ノ場合ハ高點ノモノ一品ニ限リ前條ノ等級ヲ附スルモノトス

但シ此場合ハ次點者ヨリ順次繰上ケヲナス

(大正十年春季總會ニ於テ本條改正)

### 第四章 職員

第十五條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

會長 一名 酒造組合長ヲ以テ之ニ充ツ

名譽顧問 二名 佐渡郡長、相川稅務署長ヲ推薦ス

審査長 一名 本縣知事ニ派遣ヲ申請スルモノトス

但シ名古屋稅務監督局ニ派遣ヲ申請スルコトモアルヘシ

審査員 五名 每總會ニ於テ酒造組合員中ヨリ酒造組合長之ヲ選任ス

參與員 二名 佐渡郡役所勸業主任及相川稅務署間稅課長ニ囑託ス

事務員 若干名

第十六條 會長ハ會務ヲ統理シ顧問ハ會長ノ諮詢ニ應ス

第十七條 審査長ハ審査事務ヲ統轄シ審査員ハ審査長ノ指揮ヲ受ケ審査ニ從事ス

第十八條 參與員ハ品評會事務ニ參與スルモノトス

第十九條 事務員ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

### 二、麴品評會規定

本組合は、組合員各自製造に係る、麴の精粗優劣を甄別する爲め、麴品評會を開催することとなり、大正五年九月十九日開設の秋季總會に於て、左の規定を設く。麴室は多く岡室にして、底室を用ふるもの少し。

### 佐渡酒造組合麴品評會規定

第一條 本會ハ佐渡郡酒造組合麴品評會ト稱ス

第二條 本會ハ佐渡郡河原田町江戸屋方ニ事務所並ニ審査場ヲ置ク

第三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名

一、審査長 一名 會長之ヲ委嘱ス

一、審査員 若干名 會長之ヲ委嘱ス

第四條 出品スヘキ麴ハ本組合員各自ノ製造ニ係ルモノニシテ左記各號ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一、毎年一月七日ヨリ十三日迄ノ間ニ於テ製造シタルモノナルコト

二、掛麴 配麴

三、出品セントスルモノハ出品前收税官吏ノ承認ヲ受ケ送達運賃ハ出品者ノ自辨

タルコト

前項各號ニ該當セサル出品ハ之ヲ審査ニ付セサルモノトス

第五條 出品ハ一製造場一種類毎ニ壹點トス

第六條 出品セントスル者ハ大正六年ヨリ毎年一月十五日マテニ本會事務所ヘ到着スル見込ヲ以テ別紙書式ニ依ル製麴經過表ヲ添ヘ本會ニ送付スヘシ

第七條 本會ニ出品スル麴ノ量ハ約壹升盛トシテ麴板ノマ、ニテ其菌糸ヲ崩壊セサルモノトス

但シ運搬其他特殊ノ事情ニヨリ前項ノ規定ニヨリ難キ場合ハ其菌糸ヲ崩壊セシメサル程度ニ於テ之レヲ適宜ニ切截シ盆若クハ適宜ノ器ニ容レテ出品スルコトヲ得

第八條 出品麴ニハ左ノ厚紙ノ札ヲ貼付スルノ外何等ノ附標又ハ紙片ヲ付ス可カラス

種別	配麴、掛麴
製造場	町村
製造主	何某



第九條 審査ハ左ノ三點ニ付採點スルモノトス

一、香味 一、色相 一、狀貌

第十條 出品人ハ審査ヲ拒否シ又ハ意見ヲ陳述シ審査ノ成績ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十一條 審査ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 授賞ハ優等、壹等、貳等、參等ニ區別シ賞狀ヲ交附ス

第十三條 授賞ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

但シ本規定ニ付修正ノ條項ハ翌年春季組合總會ノ際修正ス

製麴經過表

出品者氏名

一、配掛種類

月	日	操	作	時	刻	品	溫	室	溫	摘	要
		引床	採込								
		切盛	返採								
		仲仕	事								

仕舞仕事	積替	出麴

一、引込量

一、使用量

一、米蒸時間

一、米浸時間

一、更水度数

一、種麴製造者

右出品致候也

大正 年 月 日

第 回 麴品評會長殿

ホ、從業者表彰規定

本組合は、多年勤績せし從業者にして、業務に忠實なるもの、功程を調査し、之れを表彰して其の勞に酬ひ、以て他を獎勵することとなり。大正三年四月十九日開催の春季總會に於て、左の規定を決議せり。

佐渡郡酒造組合從業者表彰規定

第一條 本規定ハ本郡酒造組合内酒造從業者ノ技術ヲ獎勵シ釀造法ノ改良進歩ヲ

圖リ諸般ノ弊風ヲ矯正セシムルヲ以テ目的トス

第二條 組合長ハ組合内從業者ニシテ品行方正業務ニ忠實ナルモノニシテ左記各項ノ一ニ該當スル者アルトキハ五ケ年毎ニ其ノ實績ヲ精査シ評議員會ノ決議ヲ經テ其ノ功績ヲ表彰ス

第一項 五ケ年以上引續キ本郡酒造組合品評會ニ於テ優等ノ酒類ヲ醸造シタル杜氏三年以上全國酒造品評會ニ於テ褒狀以上ノ酒類ヲ醸造シタル杜氏及七ケ年以上勤續シタル杜氏拾ケ年以上勤續ノ從業者ニ對シ組合ヨリ賞狀木杯若クハ金品ヲ賞與スル事

第二項 有利ナル工技ヲ按出シ組合ニ裨益ヲ與ヘタル者ニハ木杯及金品ヲ賞與スル事

第三項 職務ノ爲メニ負傷又ハ死亡者アルトキハ事情ニ依リ雇主ヨリ適宜ノ手當ヲ爲サシムルノ外其情況ニヨリ組合ヨリ見舞若クハ香資ヲ贈ル事

#### ハ、別途基金積立規約

本組合は、組合員相互の福利増進を計り、且納税保證又は事業の資金に充つる目的を以て、別途基金積立を爲すこととなり、左の規約を設く。

#### 佐渡郡酒造組合別途基金積立規約

第一條 佐渡郡酒造組合員ハ本規約ニ依リ別途基金積立ヲ爲シ利殖ヲ圖リテ組合員相互ノ福利増進ヲ計リ必要ニ應シ組合員ノ納税保證又ハ事業ノ資金ニ充ツルモノトス

第二條 前條ノ積立金ヨリ生スル利子ハ組合費及酒造ノ改良發達ニ關スル費用ニ充テ又ハ組合員中不慮ノ災厄ニ對シ慰藉金ヲ贈呈スルコトアルヘシ

第三條 前二條ニ依ル基金ノ利殖及處分其ノ他支出ノ方法ハ總會ノ決議ニ附シ別ニ之ヲ定ム

但シ總會組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ總會ニハ所轄稅務署長ノ臨席ヲ乞フモノトス

第四條 基金ハ毎年前酒造年度ノ酒類製成高ヲ標準トシ壹石ニ付金貳拾四錢ノ割合ヲ以テ出金スルモノトス

第五條 積立ノ期間ヲ昭和五年二月以降拾ケ年トシ酒造納稅期毎ニ分納スルモノトス

尙積立期間經過後積立ヲ繼續セントスル場合ハ總會ノ決議ニ依ル

第六條 大正十三年開始セル佐渡郡酒造組合別途積立金規約ニ依ル積立金ハ本積立金ニ合算スルモノトス

第七條 本基金ハ別途會計トシ之カ收支管理ノ運用ヲ爲サシムル爲メ委員トシテ正副組合長及組合員中ヨリ二名ヲ選任ス

第八條 委員ハ相互連帶責任トシ任期ヲ二ケ年トス

第九條 毎年四月ヨリ翌年三月迄ヲ一會計年度トシテ委員ハ收支計算書ヲ作成シ毎年總會ノ同意ヲ求ムルモノトス

第十條 委員ハ左記帳簿ヲ設備シ何時タリトモ組合員ノ閱覽ニ供スヘシ

一、基金收納臺帳

一、銀行預金通帳

一、金錢出納簿

一、其他必要ニ應シ作成シタル證書帳簿類別出資金額ノ通知ヲ受ケ各組合員ニ對シ納額通知書ヲ發行スルモノトス

第十一條 前條ノ納期限ニ至リ滯納者アリタルトキハ出金ニ關シ所轄稅務署長ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第十二條 基金ノ納額通知ヲ受ケ期限内ニ納付セサルトキハ百圓ニ付日歩金四錢

ノ割合ニ依ル延滯利子ヲ附ス

第十三條 新規免許者ハ製造開始ノ翌年ヨリ拾ケ年第四條ノ基金ヲ出資スルモノトス

同一製造場ヲ繼承シタル場合ニ新規名義者ハ前製造主ノ出資金ヲ繼承シタルモノト見做ス

第十四條 廢業其他ノ事故ニ依リ組合員ノ資格ヲ失ヒタルトキハ出資金額ヲ無利子ニテ返付ス

但シ基金中支出濟ニ係ルモノアル場合ハ之ヲ差引精算ノ上還付ス

第十五條 組合員ハ本規約ヲ遵守スル爲メ各自署名捺印スルモノトス

附 則

大正十三年佐渡郡酒造組合員別途積立金規約ハ本規約實施ヨリ廢止ス

四、組 合 員

本組合所屬の組合員は、明治二十年六月、酒造營業者組合を組織せし當初、營業者九十九名（雜太郡五十六名、加茂郡三十一名、羽茂郡十二名）なりしに、其の後轉業廢業相踵ぎ、昭和八年に至りては、僅に三十名（内一名休造）を數ふるに過ぎず。其の人名左の如し。

深根町	青野林平	深根町	加藤長三郎
河原田町	中山五郎	八幡村	後藤久平
二宮村	近藤吉太郎	二宮村	山本萬平
金澤村	野方佐七郎	吉井村	藤井三九郎
畑野村	青木宗一	眞野村	渡邊賢吉
眞野村	逸見至	眞野村	嵐城治作
眞野村	尾畑與三作	眞野村	倉内惣市
眞野村	仙土實	羽茂村	藤川忠治
羽茂村	若林幸平	羽茂村	葛西重平
羽茂村	岡崎毅	赤泊村	羽豆太三次
赤泊村	三浦貞一	赤泊村	渡邊喜太郎
松ヶ崎村	寺島善四郎	河崎村	宇佐美龜五郎
河崎村(休造)	松永佐太郎	兩津町	柴田繁
加茂村	高橋幸吉	加茂村	川上賢吉
外海府村	梶井五郎左衛門	金泉村	姫の森酒造合資會社

尙斯業の變遷を視る一端ともなるべく、組合組織以前明治十七年に於ける營業者名を

左に附載す。

明治十七年度醸造人名

畑本郷	本間藤右衛門	吉岡村	中川甚一
宮浦村	信田伊左衛門	吉岡村	渡邊長次郎
畑本郷	渡邊増吉	吉岡村	中川鶴藏
畑本郷	土屋奎太郎	新町	山本清平
畑本郷	本間半平	新町	山本藤左衛門
畑本郷	渡邊主左衛門	新町	吉田千代吉
畑方村	間淺治	新町	倉内惣平
畑方村	本間定治	八幡村	後藤久平
小倉村	菊池新太郎	八幡村	安達茂吉
小倉村	八代松藏	石田村	山本良節
小倉村	中村由藏	石田村	近藤吉左衛門
小倉村	林七三郎	石田村	渡邊新十郎
石田村	名畑喜一郎	新町	山本清八郎
石田村	石塚甚吾	新町	嵐城嘉平

石田村	石田村	石田村	川原田町	川原田町	川原田町	川原田町	五十里町	深根村	深根村	竹田村	吉岡村	貝塚村	相川柴町	北片邊村	南片邊村	小川村
本間敬太郎	近藤頼藏	高橋又三郎	中山五平	高橋元吉	伊藤藤藏	兒玉茂右衛門	笹井祥作	青野半五郎	鈴木善太郎	右近久太郎	兒玉宇平	窪田又平	中川又十郎	川上立藏	本間直吉	
大久保村	大久保村	田中喜傳次	川上愛藏	計良若松	中川滿吉	深山助五郎	土屋源十郎	渡邊治五平	本間ヨシ	本間市四郎	北條孝内	田中太平	根岸榮三	小田助右衛門	後藤五良治	德田貞藏

以上雜太郡

六十名

原黒村	原黒村	原黒村	加茂歌代村	加茂歌代村	加茂歌代村	住吉村	住吉村	長畝村	三瀬川村	羽吉村	羽吉村	新穂町	新穂町	新穂町
松永佐太郎	藤井五良吉	鴻江龍藏	齋藤久治	兒玉吉良平	市橋長藏	石川九平	石川源吉	羽田清七郎	佐々木多一郎	山田仲次郎	淺羽孫四郎	杉山吉三郎	渡邊敬藏	本間善平
吉井本郷	夷新町	夷新町	夷新町	夷新町	推泊村	湊町	吉井本郷	吉井本郷	吉井本郷	入川村	高千村	小田村	川崎村	長江村
中川角平	中田直治	岩原伊三次	岩原仁三郎	齋藤郁太郎	宇佐美龜次郎	北慶太郎	早川茂作	河原三郎平	池善十郎	近藤勘十郎	田中周藏	梶井五良左衛門	逸見八三郎	井上新平

新 穂 町	中 島 傳 四 郎	加 茂 歌 代 村	齋 藤 善 十 郎
夷 町	川 島 泰 造	梅 津 村	高 橋 惣 平
武 井 村	田 邊 金 十 郎	羽 吉 村	長 又 次
大 和 村	藤 井 三 九 郎	淺 町	清 田 益 太 郎
湊 町	伊 藤 勝 藏	川 崎 村	淺 井 直
湊 町	中 村 治 作	東 立 島 村	菊 池 泰 藏
白 瀬 村	高 野 鶴 藏	夷 町	白 須 甚 右 衛 門
城 腰 村	後 藤 一 作	北 立 島 村	梶 井 德 四 郎
以上加茂郡 四十六名			
小 木 町	佐 藤 勘 一 郎	蓮 場 村	矢 下 田 源 五 郎
大 石 村	仲 野 源 平	三 川 村	菊 池 作 次 郎
村 山 村	前 田 岩 次 郎	赤 泊 村	松 源 三 郎
村 山 村	金 子 勘 四 郎	三 瀬 村	田 村 幸 吉
德 和 村	三 浦 左 久	大 橋 村	山 田 兵 五 郎
德 和 村	渡 邊 甚 吉	村 山 村	伊 賀 幹 太 郎
杉 浦 村	齋 藤 身 喜 三	豊 田 村	仙 土 龍 藏

以上羽茂郡 二十二名  
合計 百二十八名

### 五、役 員

本組合創立當時(明治二十年)は、雑太、加茂羽茂の三郡を一地區となし、更にこれを十小區に分ち、各區に幹事一名を配置せしが、明治二十五年中、二小區を減じて八小區に變更し、以て今日に及べり、大正十四年中、新たに副組合長を設く、即ち現在の役員は

- 組合長 一名 副組合長 一名 評議員 五名
- 幹 事 八名 酒價調査委員 五名

を常設するの外、縣聯合會代議員、酒類品評會審査委員、麴品評會審査委員、佐渡酒誌編纂委員等隨時これを選定せり。左に歴代役員の氏名年別を記す。  
組合長は、明治三十三年九月以後支部長と稱せしことあり。

組合長

就職年月	退職年月	住所	氏名
明治二十年六月	明治二十四年九月	二宮村	近藤吉左衛門
同 二十四年九月	同 二十七年九月	河原田町	中山小四郎
同 二十七年九月	同 二十八年九月	二宮村	名畑喜左衛門
同 二十八年九月	同 二十九年一月	五十里町	渡邊八十八
同 二十九年一月	同 二十九年四月	同	金田太平次
同 二十九年四月	同 二十九年十一月	二宮村	近藤吉左衛門
同 二十九年十一月	同 三十年五月	明治村	石川九平
同 三十年五月	同 三十年九月	國中村	後藤五郎治
同 三十年九月	同 三十一年九月	二宮村	近藤吉左衛門
同 三十一年九月	同 三十二年九月	河原田町	高橋元吉
同 三十二年九月	同 三十四年九月	同	中山小四郎
同 三十四年九月	同 三十八年六月	二宮村	近藤吉左衛門
同 三十八年六月	同 四十年九月	同	同
同 四十年九月	同 四十二年九月	同	同

副組合長

同 四十二年九月	同 四十四年九月	同	同
同 四十四年九月	大正 四年九月	河原田町	中山五兵衛 <small>(小四郎改名)</small>
大正 四年九月	同 六年九月	畑野村	青木永太郎
大正 六年九月	同 八年九月	二宮村	近藤吉太郎
大正 八年九月	同 十年九月	同	同
大正 十年九月	同 十二年九月	同	同
大正 十二年九月	同 十四年九月	同	同
大正 十四年九月	昭和 二年九月	同	同
昭和 二年九月	同 三年十月 <small>(辭職)</small>	同	同
昭和 三年十月 <small>(補缺)</small>	同 四年九月	兩津町	柴田繁
昭和 四年九月	同 六年九月	同	同
昭和 六年九月	同 七年十一月	眞野村	尼畑與三作
昭和 七年十一月	現在	河原田町	中山五郎
大正 十四年九月	昭和 二年九月	河原田町	中山五郎
昭和 二年九月	同 四年九月	同	同

昭和四年九月	昭和六年九月	河原田町	中山五郎
昭和六年九月	同 七年四月	畑野村	菊池新左衛門
昭和七年四月	現 在	加茂村	高橋幸吉

評議員

評議員は五名を常設し、其の任期を二ケ年と定む。但明治四十五年以前のものは、記録不備に付之れを略す。

明治四十四年度 (明治四十四年九月當選)

近藤吉左衛門	青木永太郎	若林助太郎
石川壽作	後藤久平	

大正二年度 (大正二年九月當選)

川上賢吉	嵐城嘉平	石川壽作
青木永太郎	近藤吉太郎	

石川壽作ハ大正二年十一月廢業ニ付辭職。

大正三年四月高橋元吉補缺當選せしに四月三十日病没に付大正三年十月寺嶋善四郎補缺當選す。

大正四年度 (大正四年九月十三日當選)

中山五兵衛	若林助太郎	菊池新左衛門
嵐城嘉平	近藤吉太郎	

大正六年度 (大正六年九月二十五日當選)

青木永太郎	中山五兵衛	若林助太郎
柴田繁	菊池新左衛門	

中山五兵衛は營業を嗣子五郎に讓渡して辭職せしに付、大正八年四月二十日中山五郎補缺當選す。

大正八年度 (大正八年九月十四日當選)

中山五郎	青木永太郎	若林助太郎
柴田繁	尾畑與三作	川上賢吉

若林助太郎大正八年十二月二十日死去、川上賢吉大正十年四月二十四日補缺當選す。

大正十年度 (大正十年九月二十五日當選)

青木永太郎	中山五郎	嵐城治作
柴田繁	尾畑與三作	

大正十二年度 (大正十二年九月十七日當選)



中山五郎 柴田繁 荻山與鶴

大正十四年度 (大正十四年九月二十七日當選)

嵐城治作 後藤久平 野方佐七郎

柴田繁 後藤久平

嵐城治作 荻山與鶴 野方佐七郎

昭和二年度 (昭和二年九月二十九日當選)

逸見至 川上賢吉 尾畑與三作

昭和四年度 (昭和四年九月二十六日當選)

近藤吉太郎 尾畑與三作 寺嶋善四郎

川上賢吉 野方佐七郎

昭和六年度 (昭和六年九月二十九日當選)

近藤吉太郎 寺嶋善四郎 中山五郎

嵐城治作 柴田繁

幹事

本組合を八小區に分ち各區に幹事一名を定置す。其の任期を二ヶ年と定め組合長之

を囑託す。但明治四十四年以前の分は記録不備なるにより之を除けり。

明治四十四年度

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
第一小區	二宮	近藤吉太郎	第五小區	羽茂	葛西丈市
第二小區	金澤	荻山與鶴	第六小區	赤泊	渡邊岸藏
第三小區	畑野	青木永太郎	第七小區	加茂	川上賢吉
第四小區	眞野	山本藤左衛門	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

右任期中近藤吉太郎は高橋元吉に、山本藤左衛門は山本清八郎に、葛西丈市は若林助太郎と更替す。

大正三年度

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
第一小區	八幡	後藤久平	第五小區	羽茂	葛西丈市
第二小區	金澤	野方佐七郎	第六小區	赤泊	羽豆太三
第三小區	新穂	松の井酒造合資會社	第七小區	兩津	柴田繁
第四小區	眞野	渡邊長次郎	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正四年度

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
第一小區	二宮	近藤吉太郎	第五小區	羽茂	岡崎富一郎
第二小區	金澤	野方佐七郎	第六小區	赤泊	渡邊岸藏
第三小區	新穂	松の井酒造合資會社	第七小區	河崎	松永佐太郎
第四小區	眞野	渡邊賢吉	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正五年度

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
第一小區	二宮	山本萬平	第五小區	羽茂	若林助太郎
第二小區	金澤	菰山與鶴	第六小區	赤泊	羽豆太三次
第三小區	畑野	青木永太郎	第七小區	加茂	高橋福太郎
第四小區	眞野	倉内惣市	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正六年度

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
第一小區	河原田	中山五兵衛	第五小區	羽茂	藤川肇造
第二小區	金澤	野方佐七郎	第六小區	赤泊	渡邊岸藏
第三小區	畑野	菊池新左衛門	第七小區	河崎	松永佐太郎

大正七年度

第四小區	眞野	仙土三右衛門	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門
------	----	--------	------	-----	---------

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
第一小區	河原田	高橋ワサ	第五小區	羽茂	岡崎富一郎
第二小區	吉井	藤井三九郎	第六小區	赤泊	菊池作太郎
第三小區	新穂	本間久	第七小區	河崎	宇佐美龜五郎
第四小區	眞野	尼畑與三作	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正八年度

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
第一小區	澤根	青野林平	第五小區	羽茂	葛西丈市
第二小區	金澤	菰山與鶴	第六小區	赤泊	羽豆太三次
第三小區	畑野	青木永太郎	第七小區	兩津	柴田繁
第四小區	眞野	嵐城治作	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正九年度

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
----	-----	----	----	-----	----

第一小區	澤根	加藤長三郎	第五小區	羽茂	若林幸平
第二小區	吉井	藤井三九郎	第六小區	赤泊	渡邊岸藏
第三小區	畑野	菊池新左衛門	第七小區	加茂	川上賢吉
第四小區	真野	逸見至	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正十年度

第一小區	八幡	後藤久平	第五小區	羽茂	藤川肇造
第二小區	金澤	茂山與鶴	第六小區	松ヶ崎	寺嶋善四郎
第三小區	新穂	本間久	第七小區	加茂	高橋福太郎
第四小區	真野	倉内惣市	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正十一年度

第一小區	二宮	山本萬平	第五小區	羽茂	岡崎毅
第二小區	吉井	藤井三九郎	第六小區	赤泊	菊池險藏
第三小區	畑野	青木永太郎	第七小區	河崎	松永佐太郎
第四小區	真野	仙土三右衛門	第八小區	金泉	西野博

大正十二年度

第一小區	澤根	青野林平	第五小區	羽茂	葛西丈市
第二小區	金澤	菫山與鶴	第六小區	赤泊	三浦貞一
第三小區	畑野	菊池新左衛門	第七小區	河崎	宇佐美龜五郎
第四小區	真野	渡邊賢吉	第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正十三年度

第一小區	澤根	加藤長三郎	第五小區	羽茂	若林幸平
第二小區	金澤	野方佐七郎	第六小區	赤泊	三浦貞一
第三小區	新穂	本間久	第七小區	加茂	川上賢吉
第四小區	真野	尾畑與三作	第八小區	金泉	西野博

大正十四年度

第一小區	二宮	山本萬平	第五小區	羽茂	藤川忠治
第二小區	吉井	藤井三九郎	第六小區	赤泊	三浦貞一

第三小區	畑野	青木永太郎
第四小區	眞野	嵐城治作
第七小區	加茂	高橋福太郎
第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

大正十五年  
昭和元年度

第一小區	八幡	後藤久平
第二小區	金澤	菰山與鶴
第三小區	畑野	菊池新左衛門
第四小區	眞野	逸見至
第五小區	羽茂	若林幸平
第六小區	赤泊	渡邊喜太郎
第七小區	兩津	柴田繁
第八小區	金泉	西野博

昭和二年度

第一小區	河原田	中山五郎
第二小區	吉井	藤井三九郎
第三小區	新穂	本間久
第四小區	眞野	仙土三右衛門
第五小區	羽茂	葛西重平
第六小區	赤泊	羽吉太三
第七小區	河崎	松永佐太郎
第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

昭和三年度

第一小區	澤根	加藤長三郎
第二小區	金澤	菰山與鶴
第三小區	畑野	青木永太郎
第四小區	眞野	倉内惣市
第五小區	羽茂	若林幸平
第六小區	赤泊	菊池險藏
第七小區	河崎	宇佐美龜五郎
第八小區	金泉	西野博

昭和四年度

第一小區	二宮	近藤吉太郎
第二小區	金澤	野方佐七郎
第三小區	畑野	菊池新左衛門
第四小區	眞野	尾畑與三作
第五小區	羽茂	藤川肇造
第六小區	松ヶ崎	寺嶋善四郎
第七小區	加茂	川上賢吉
第八小區	外海府	梶井五郎左衛門

昭和五年度

第一小區	澤根	青野林平
第二小區	金澤	野方佐七郎
第三小區	新穂	本間久
第四小區	眞野	尾畑與三作
第五小區	羽茂	若林幸平
第六小區	赤泊	渡邊喜太郎
第七小區	加茂	高橋福太郎

第四小區 眞野 嵐城 治作 第八小區 外海府 梶井五郎左衛門

昭和六年度

區域	町村名	氏名	區域	町村名	氏名
第一小區	二宮	山本萬平	第五小區	羽茂	若林莘平
第二小區	吉井	藤井三九郎	第六小區	赤泊	羽豆太三次
第三小區	畑野	青木宗一	第七小區	兩津	柴田繁
第四小區	眞野	渡邊賢吉	第八小區	金泉	姫の森醸造會社

酒價調査委員

本組合に酒價調査委員五名を常設し各小區に於ける酒價の統制を圖り且組合にて協定せし酒價の實行され居るや否や等を調査せしむ。委員は總會にて選舉し其の任期は一ヶ年と定む。委員の氏名左の如し。

明治四十四年度

嵐城 嘉平 菊池新左衛門 山本 萬平  
 柴田 繁 菰山 與鶴

明治四十五年  
 大正元年度

菊池新左衛門 嵐城 嘉平 山本 萬平

高橋 元吉 柴田 繁

大正二年度

若林助太郎 高橋 元吉 菊池新左衛門

羽豆太三次 柴田 繁

大正三年度

若林助太郎 逸見 至 菰山 與鶴

山本 萬平 菊池新左衛門

大正四年度

川上 賢吉 後藤 久平 葛西 丈市

菰山 與鶴 渡邊 賢吉

大正五年度

後藤 久平 野方 佐七郎 松永 佐太郎

松の井酒造合資會社 羽豆 太三次

大正六年度

嵐城 嘉平 尾畑 與三作 川上 賢吉

山本 萬平 渡邊 岸藏

大正七年度

山本 萬平 野方佐七郎

仙土三右衛門

羽豆太三次 松永佐太郎

大正八年度

山本 萬平 野方佐七郎

菊池新左衛門

渡邊 岸藏 川上 賢吉

大正九年度

山本 萬平 野方佐七郎

菊池新左衛門

嵐城 治作 川上 賢吉

大正十年度

山本 萬平 義山 與鶴

羽豆太三次

松永佐太郎 川上 賢吉

大正十一年度

野方佐七郎 藤井三九郎

渡邊 賢吉

葛西 丈市 松永佐太郎

大正十二年度

尾畑與三作 野方佐七郎

松永佐太郎

葛西 丈市 青野 林平

大正十三年度

野方佐七郎 尾畑與三作

羽豆太三次

青野 林平 松永佐太郎

大正十四年度

菊池新左衛門 尾畑與三作

羽豆太三次

松永佐太郎 青野 林平

大正十五年度

尾畑與三作 加藤長三郎

野方佐七郎

本間 久 三浦 貞一

昭和二年度

加藤長三郎 本間 久

嵐城 治作

葛西 重平 松永佐太郎

昭和三年度

加藤長三郎 渡邊賢吉 嵐城治作  
葛西重平 松永佐太郎

昭和四年度 逸見至 松永佐太郎 加藤長三郎  
本間久 羽豆太三次

昭和五年度 逸見至 松永佐太郎 加藤長三郎  
羽豆太三次 本間久

昭和六年度 逸見至 松永佐太郎 加藤長三郎  
羽豆太三次 本間久

酒類品評會審査委員

本組合は明治二十五年以來、毎年春秋二回、酒類品評會を開催して、其の優劣を定む。其の委員は五名とし、隨時之を選び、一ヶ年を任期とす。左に其の氏名を記す。但し明治四十四年以前のもものは、記録不備なるを以て、之を除けり。

第四十七回 (明治四十五年四月選任)

藤川肇造 柴田繁 羽豆峯吉  
山本藤左衛門 川上賢吉

第四十八回 (明治四十五年九月)

近藤吉左衛門 菊池新左衛門 後藤久平  
山本萬平 川上賢吉

第四十九回 (大正二年四月)

青木永太郎 高橋元吉 若林助太郎  
石川壽作 渡邊長次郎

第五十回 (大正二年九月)

菊池新左衛門 近藤吉太郎 羽豆太三次  
川上賢吉 野方佐七郎

第五十一回 (大正三年四月)

青木永太郎 近藤吉太郎 川上賢吉  
柴田繁 羽豆太三次

第五十二回 (大正三年九月)

近藤吉太郎 山本藤左衛門 菊池新左衛門

寺嶋善四郎 野方佐七郎

第五十三回 (大正四年四月)

若林助太郎 青木永太郎

近藤吉太郎 山本藤左衛門

第五十四回 (大正四年九月)

近藤吉太郎 青木永太郎

山本藤左衛門 柴田繁

第五十五回 (大正五年四月)

近藤吉太郎 菊池新左衛門

羽豆太三次 川上賢吉

第五十六回 (大正五年九月)

近藤吉太郎 中山五兵衛

柴田繁 菰山與鶴

第五十七回 (大正六年四月)

柴田繁 羽豆太三次

菊池新左衛門 藤井三九郎

柴田繁  
若林助太郎  
菰山與鶴  
菊池新左衛門  
後藤久平

第五十八回 (大正六年九月)

村岡幸藏 渡邊賢吉

松永佐太郎

第五十九回 (大正七年四月)

後藤久平 野方佐七郎

仙土三右衛門 羽豆太三次

第六十回 (大正七年九月)

高橋ワサ 菰山與鶴

渡邊岸藏 川上賢吉

第六十一回 (大正八年四月)

山本萬平 本間久

逸見至 松永佐太郎

第六十二回 (大正八年九月)

高橋ワサ 後藤久平

葛西丈市 宇佐美龜五郎

第六十三回 (大正九年四月)

寺嶋善四郎  
柴田繁  
尾畑與三作  
菊池新左衛門  
渡邊賢吉



川上 賢吉 青野 林平 本間 久

第六十四回 (大正九年九月)

葛西 丈市 仙土三右衛門 菊池新左衛門

第六十五回 (大正十年四月)

野方佐七郎 松永佐太郎 梶井五郎左衛門

第六十六回 (大正十年九月)

後藤 久平 倉内 惣平 葛西 丈市

第六十七回 (大正十一年四月)

羽豆太三次 本間 久 逸見 至

第六十八回 (大正十一年九月)

○杉山吉三郎 寺嶋善四郎 杉山、石川の二氏は組合員外なり  
松永佐太郎 野方佐七郎 嵐城 治作

葛西 丈市 青野 林平

第六十九回 (大正十二年四月)

川上 賢吉 渡邊 賢吉 葛西 丈市

第七十回 (大正十二年九月)

○杉山吉三郎 石川 壽作 仙土三右衛門

第七十一回 (大正十三年四月)

松永佐太郎 本間 久 仙土三右衛門

第七十二回 (大正十三年九月)

野方佐七郎 尾畑 與三作 高橋福太郎

第七十三回 (大正十四年四月)

加藤長三郎 萩山 與鶴 仙土三右衛門

○石川 壽作 杉山吉三郎 葛西 丈市

第七十四回 (大正十四年四月)

逸見 至 野方佐七郎 小林、八木の二氏は組合員外なり

第七十五回 (大正十四年四月)

○小林勘四郎 八木耕一郎 八三

第七十四回

(大正十四年九月)

加藤長三郎 仙土三右衛門  
菰山與鶴 寺嶋善四郎

本間久

第七十五回

(大正十五年四月)

野方佐七郎 尾畑與三作  
○小林勘四郎 ○八木耕一郎

葛西丈市

第七十六回

(大正十五年九月)

加藤長三郎 菰山與鶴  
松永佐太郎 葛西重平

渡邊賢吉

第七十七回

(昭和二年四月)

野方佐七郎 寺嶋善四郎  
本間久 ○土田仁三治

柴田繁

土田氏は組合員外なり

第七十八回

(昭和二年九月)

加藤長三郎 菰山與鶴  
倉内惣市 川上賢吉

菊池新左衛門

第七十九回

(昭和三年四月)

野方佐七郎 柴田繁  
寺嶋善四郎 本間久

渡邊賢吉

第八十回

(昭和三年九月)

加藤長三郎 倉内惣市  
渡邊喜太郎 松永佐太郎

菰山與鶴

第八十一回

(昭和四年四月)

近藤吉太郎 野方佐七郎  
渡邊賢吉 川上賢吉

寺嶋善四郎

第八十二回

(昭和四年九月)

中山五郎 寺島善四郎  
葛西重平 藤井三九郎

本間久

第八十三回

(昭和五年四月)

近藤吉太郎 川上賢吉  
松永佐太郎 尾畑與三作

野方佐七郎

第八十四回

(昭和五年九月)

羽豆太三 近藤吉太郎

野方佐七郎

尾畑與三作 後藤久平

第八十五回 (昭和六年四月)

加藤長三郎 寺島善四郎 野方佐七郎

中山五郎 高橋幸吉

第八十六回 (昭和六年九月)

倉内惣市 岡崎毅 山本萬平

野方佐七郎 宇佐美龜五郎

縣聯合會出席代議員

本組合は縣聯合會に加入せしを以て、代議員を出席せしむることとなり、代議員二名を  
選出し、任期を二ヶ年と定む。左に其の氏名を掲ぐ。

大正七年四月當選

正員 近藤吉太郎(組合長) 中山五兵衛 補充員 柴田 繁

中山氏缺席に付柴田氏出席

大正九年四月當選

正員 近藤吉太郎(組合長) 青木永太郎 補充員 柴田 繁

青木氏缺席に付柴田氏出席

大正十一年四月當選

正員 近藤吉太郎(組合長) 青木永太郎 補充員 柴田 繁

青木氏缺席に付柴田氏出席

大正十三年四月當選

正員 近藤吉太郎(組合長) 柴田 繁 補充員 中山五郎

大正十五年四月當選

正員 近藤吉太郎(組合長) 柴田 繁 補充員 中山五郎

昭和二年九月當選

正員 近藤吉太郎(組合長) 柴田 繁 補充員 嵐城治作

近藤氏昭和三年十月組合長辭職、柴田繁氏組合長就任、近藤氏は尙代議員たり。

昭和四年九月當選

正員 柴田 繁(組合長) 補充員 近藤吉太郎

從來本組合は代議員二名を選出せるも、造石高の關係より、代議員の選出一名となれり。

本組合には、前記の外、従業者表彰委員、清酒小賣値段一定に關する委員、郡補助申請施設  
委員、販路擴張の爲め視察員、佐渡酒誌編纂委員、酒造株式會社施設方法調査委員、麴品評  
會審査委員、郡外輸出酒類の品質正確を計る爲め、本組合検査商標を興ふる爲め方法調

査委員、酒造場合同委員、積立金管理委員等の設けあれども、煩雜に付其の氏名の記述を省略す。

### 六、事業

本組合にて經營する事業は種々ありと雖、其の主なるものを擧ぐれば(一)酒類及麴品評會(二)従業員表彰(三)講話及實地試釀(四)銘釀地視察等とす。

#### 一、酒類及麴品評會

(イ)酒類品評會は、本組合が明治二十五年、佐渡三郡酒造營業組合と改稱せし以來、毎年春秋二回之を開催し、名古屋稅務監督官及本縣工業技師を聘して審査長とし、嚴密公平の審査を爲せり。抑對照比較は事物進歩の基なり。されば當業者は之に依りて、現在進歩の程度を知ると共に、將來の改善向上に資すべく、入賞者は益々勉め、選に洩れたるもの愈々勵み、以て其の名聲を次會に期せんとす。是品評會の目的なり。而して昭和九年秋季に開催せる品評會は、實に其の第九十一回たり。左に明治四十五年、大正元年度以後に於ける、每會の入賞者を掲げて、各自改善の成果を示さん。

#### 第四十九回

(明治四十五年九月)

酒名 釀造家住所 釀造家氏名 酒名 釀造家住所 釀造家氏名

越 渡 赤泊(町村名) 羽豆太三次 瀧 川 畑野(町村名) 菊池新左衛門

櫻 川 松ヶ崎 寺島善四郎 雪の友 羽茂 若林助太郎

加茂川 兩津 柴 田 繁

#### 第五十回

(大正二年四月)

松 風 畑野 青木永太郎 和木川 加茂 川上 賢吉

石田川 二宮 山本 萬平 岩 川 眞野 渡邊長次郎

老 松 河原田 中山小四郎

#### 第五十一回

(大正二年九月)

和木川 加茂 川上 賢吉 櫻 川 松ヶ崎 寺島善四郎

勇 駒 金澤 野方佐七郎 加茂川 兩津 柴 田 繁

越 渡 赤泊 羽豆太三次 松の井 新穂 松の井酒造合資會社

若正宗 羽茂 若林助太郎 諏訪泉 河崎 松永佐太郎

#### 第五十二回

(大正三年四月)

眞野川 眞野 渡邊長次郎 山 櫻 同 山本清八郎

男 山 河崎 松永佐太郎

第五十三回 (大正三年九月)

扇山 加茂川上 賢吉 櫻川 松ヶ崎 寺島善四郎

第五十四回 (大正四年四月)

菊鶴 加茂柴田 繁 北雪 赤泊 羽豆太三次

瀧川 畑野 菊池新左衛門

第五十五回 (大正四年九月)

真野川 真野 渡邊 賢吉 諏訪の井 河崎 松永佐太郎

青野森 澤根 青野 林平

第五十六回 (大正五年四月)

金川 金澤 菘山 與鶴 老松 河原田 中山五兵衛

真野川 真野 渡邊 賢吉

第五十七回 (大正五年九月)

真野川 真野 渡邊 賢吉 花菱二號河崎 宇佐美龜五郎

男山 河崎 松永佐太郎

第五十八回 (大正六年四月)

梅川 加茂 高橋福太郎 松の井一號新穂 松の井酒造合資會社

第五十九回 (大正六年九月)

瀧川 畑野 菊池新左衛門 梅川 加茂 高橋福太郎

第六十回 (大正七年四月)

勇駒一號金澤 野方佐七郎 加茂川 兩津 柴田 繁

第六十一回 (大正七年九月)

青野森 澤根 青野 林平 松正宗 新穂 松の井酒造合資會社

第六十二回 (大正八年四月)

瀧川 畑野 菊池新左衛門 老松 河原田 中山酒造場

第六十三回 (大正八年九月)

菊水 兩津 柴田 繁 瀧川 畑野 菊池新左衛門

第六十四回 (大正九年四月)

瀧川 畑野 菊池新左衛門 岩の井 赤泊 三浦 貞一

第六十五回 (大正九年九月)

岩の井二號赤泊 三浦 貞一 菊 泉三號新穂 本間 久

第六十六回 (大正十年四月)

菊 波一號二宮 近藤吉太郎

第六十七回 (大正十年九月)

岩の井 赤泊 三浦 貞一

第六十八回 (大正十一年四月)

金川一號金澤 菰山 與鶴

第六十九回 (大正十一年九月)

眞野川一號眞野 渡邊 賢吉

第七十回 (大正十二年四月)

眞野川一號眞野 渡邊 賢吉

第七十一回 (大正十二年九月)

岡の井 羽茂 岡崎 毅 眞野川五號眞野 渡邊 賢吉

第七十二回 (大正十三年九月)

姫の森 金泉 西野 博

第七十三回 (大正十四年九月)

岩の井 赤泊 三浦 貞一 梅川 加茂 高橋福太郎

第七十四回 (大正十五年四月)

青野森 澤根 青野 林平 泉川 河崎 宇佐美龜五郎

第七十五回 (大正十五年九月)

勇駒 金澤 野方佐七郎 佐渡正宗 兩津 佐渡醸造株式會社

第七十六回 (昭和二年四月)

勇駒 金澤 野方佐七郎 菊波 二宮 近藤吉太郎

第七十七回 (昭和二年九月)

菊波 二宮 近藤吉太郎 佐渡正宗 兩津 佐渡醸造株式會社

第七十八回 (昭和三年四月)

泉川 河崎 宇佐美龜五郎 菊波 二宮 近藤吉太郎

第七十九回 (昭和三年九月)

眞野川 眞野 渡邊 賢吉 瀧川 畑野 菊池新左衛門

第八十回 (昭和四年四月)

瀧川 畑野 菊池新左衛門 扇山 加茂 川上 賢吉

第八十一回 (昭和四年九月)

瀧川 畑野 菊池新左衛門 老松 河原田 中山 五郎

第八十二回 (昭和五年四月)

瀧川 畑野 菊池新左衛門 和木川 加茂 川上 賢吉

第八十三回 (昭和五年九月)

瀧川 畑野 菊池新左衛門 加茂川 兩津 佐渡醸造株式會社

第八十四回 (昭和六年四月)

加茂川 兩津 柴田 繁 花菱 河崎 宇佐美龜五郎

第八十五回 (昭和六年九月)

加茂川 兩津 柴田 繁 梅川 加茂 高橋 幸吉

第八十六回 (昭和七年四月)

梅川 加茂 高橋 幸吉 加茂川 兩津 柴田 繁

第八十七回 (昭和七年九月)

加茂川 兩津 柴田 繁 梅川 加茂 高橋 幸吉

第八十八回 (昭和八年四月)

梅川 加茂 高橋 幸吉 真野川 真野 渡邊 賢吉

第八十九回 (昭和八年九月)

真野鶴 真野 尾畑與三作 梅川 加茂 高橋 幸吉

第九十回 (昭和九年四月)

梅川 加茂 高橋 幸吉 おけさ美人 真野 嵐城 治作

第九十一回 (昭和九年九月)

梅川 加茂 高橋 幸吉 老松 河原田 中山 五郎

(ロ) 麴品評會

麴品評會は、大正五年度より開始し、毎年一回之を開催す。添麴、配麴の二種に分ちて、審査評鑑し、技術の功拙、品質の精粗を鑑別せり、延いて以て酒質の改良に裨益する所尠ならずとす。左に受賞者を記す。

麴品評會成績

第一回 (大正六年一月十六日)

種別	等級	出品者住所(町村名)	出品者氏名
掛麴	優等	畑野	菊池新左衛門
同	一等	兩津	柴田 繁
同	同	羽茂	若林助太郎
同	同	畑野	青木永太郎
(大正七年一月二十二日)			
掛麴	優等	二宮	近藤吉太郎
同	一等	金澤	野方佐七郎

同 同 眞野 渡邊 賢吉  
配 麴 優等 二宮 近藤 吉太郎

二、從業員の表彰

本組合にては、多年勤続せる從業員の精勤と、其の技能を賞揚し、併せて他の從業員を奨励し、以て醸造方法の改良進歩を圖らんが爲め、從業者表彰規程を設け、大正三年十月八日、其の第一回表彰式を舉行し、

(イ) 五ヶ年以上引續き品評會に於て優等の清酒を醸造したる杜氏 一名

(ロ) 七ヶ年以上勤続したる杜氏 九名

(ハ) 十ヶ年以上勤続の藏働 二十四名

以上の者を表彰せり。爾來該當者ある毎に、隨時之れを實施するを例とす。左に被表彰者の氏名を記す。

第一回從業者表彰人名表 (大正十三年十月八日)

杜氏ノ部	醸造主	氏名	年齢	勤続年數	醸造主町村名
	仙土三右衛門	山本由藏	五十八歳	三十年	眞野
	菘山與鶴	伊藤庭藏	六十三歳	二十四年	金澤

藏働ノ部	氏名	年齢	勤続年數	醸造主町村名	
	宇佐美 龜五郎	四十九歳	二十年	河崎	
	松永佐太郎	四十八歳	十七年	同	
	高橋福太郎	五十歳	十五年	加茂	
	中山酒造場	伊里若松	四十三歳	十二年	河原田
	藤井三九郎	水口鹿藏	三十七歳	十二年	吉井
	川上賢吉	倉田兼吉	三十四歳	八年	加茂
	山本萬平	中村瀧藏	五十歳	七年	二宮

蔵働ノ部	氏名	年齢	勤続年數	醸造主町村名	
	菊池新左衛門	長峯惣四郎	六十歳	四十七年	畑野
	宇佐美 龜五郎	宇佐美榮藏	五十三歳	三十五年	河崎
	嵐城治作	島倉仁作	四十六歳	三十五年	眞野
	若林助太郎	岡崎寅吉	五十四歳	三十四年	羽茂
	同人	若林勘太郎	五十歳	三十二年	同
	中山酒造場	本間廣吉	四十九歳	二十八年	河原田
	同所	伊藤金藏	四十八歳	二十七年	同
	羽豆太三次	多門淺次	四十二歳	二十五年	赤泊



菊池新左衛門	菊池作太郎	松永佐太郎	中山酒造場	同人	高橋ワサ	山本萬平	近藤吉太郎	菊池新左衛門	後藤久平	中山酒造場	羽豆太三次	高橋ワサ	近藤吉太郎	後藤久平	嵐城治作
本問友吉	向田紋吉	粕谷米藏	米津常藏	梶田兼藏	米津西藏	池田萬次	近藤貫治	余湖千代松	計良常吉	中山喜作	坂井信吉	若林與之八	若林多仲	後藤仁作	笠井由藏
三十六歲	二十九歲	三十八歲	四十六歲	三十二歲	二十八歲	二十四歲	三十歲	三十五歲	二十五歲	三十六歲	三十九歲	二十七歲	三十二歲	二十八歲	三十四歲
十年	十年	十年	十年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十一年	十二年	十二年	十二年	十二年	十三年
畑野	赤泊	河崎	同	同	河原田	同	二宮	畑野	八幡	河原田	赤泊	河原田	二宮	八幡	眞野

高橋福太郎	山本萬平	近藤吉太郎	菊池新左衛門	菊池作太郎	柴田繁	宇佐美龜五郎	嵐城治作	川上賢吉	野方佐七郎	藤井三九郎	後藤久平	菰山與鶴	後藤久平	同人	青木永太郎
白井米吉	藤井音吉	本問兼藏	余湖兼太	近藤好治	源田丹次郎	種田萬治	松井鶴藏	小杉佐太吉	野口酉藏	伊藤未次	計良仁作	笠井勘治	本問勘藏	藤原權兵衛	余湖乙吉
五十三歲	三十五歲	四十九歲	三十歲	三十五歲	三十五歲	三十六歲	三十六歲	四十一歲	四十七歲	四十六歲	三十歲	四十七歲	四十七歲	三十九歲	四十一歲
十三年	十三年	十三年	十三年	十四年	十五年	十五年	十六年	十七年	十七年	十七年	十七年	十九年	二十年	二十二年	二十二年
加茂	同	二宮	畑野	赤泊	兩津	河崎	眞野	加茂	金澤	吉井	八幡	金澤	八幡	同	畑野

第二回從業者表彰人名表 (大正八年九月十三日)

杜氏ノ部

醸造主	氏名	年齢	勤続年數	醸造主町村名
松永佐太郎	仲川徳藏	四十八歳	十七年	河崎
仙土三右衛門	山本由藏	五十八歳	三十年	眞野
萩山與鶴	伊藤庭藏	六十三歳	二十四年	金澤
宇佐美 龜五郎	江戸爲藏	四十九歳	二十年	河崎
高橋福太郎	高橋政吉	五十歳	十五年	加茂
中山酒造場	伊里若松	四十三歳	十二年	河原田
藏井三九郎	水口鹿藏	三十七歳	十二年	吉井
川上賢吉	倉田兼吉	三十四歳	八年	加茂
山本萬平	中村瀧藏	五十歳	七年	二宮
醸造主	氏名	年齢	勤続年數	醸造主町村名
菊池新左衛門	長澤惣四郎	六十歳	四十七年	畑野
宇佐美 龜五郎	宇佐美榮藏	五十三歳	三十五年	河崎

嵐城治作	鳥倉仁作	四十六歳	三十五年	眞野
若林助太郎	岡崎寅吉	五十四歳	三十四年	羽茂
同 人	若林勘太郎	五十歳	三十二年	同
中山酒造場	本間廣吉	四十九歳	二十八年	河原田
同 所	伊藤金藏	四十八歳	二十七年	同
青木永太郎	藤原權兵衛	三十九歳	二十一年	畑野
同 人	余湖乙吉	四十一歳	二十一年	同
後藤久平	本間勘藏	四十七歳	二十年	八幡
同 人	計良仁作	三十歳	十七年	同
藤井三九郎	伊藤末次	四十六歳	十七年	吉井
野方佐七郎	野口酉藏	四十七歳	十七年	金澤
川上賢吉	小杉佐太吉	四十一歳	十七年	加茂
宇佐美 龜五郎	種田萬治	三十六歳	十五年	河崎
菊池作太郎	近藤好治	三十五歳	十四年	赤泊
菊池新左衛門	余湖兼吉	三十歳	十三年	畑野
近藤吉太郎	本間兼藏	四十九歳	十三年	二宮

山本萬平	藤井音吉	三十五歲	十三年	二宮
高橋福太郎	白井米吉	五十三歲	十三年	加茂
嵐城治作	笠井由藏	三十四歲	十三年	眞野
後藤久平	後藤仁作	二十八歲	十二年	八幡
近藤吉太郎	若林多中	三十二歲	十二年	二宮
高橋ワサ	若林與之八	二十七歲	十二年	河原田
嵐城治作	松井鶴藏	三十六歲	十六年	眞野
中山酒造場	中山喜作	三十六歲	十一年	河原田
後藤久平	計良常吉	二十五歲	十一年	八幡
菊池新左衛門	余湖千代松	三十五歲	十一年	畑野
近藤吉太郎	近藤貫治	三十歲	十一年	二宮
山本萬平	池田萬次	二十四歲	十一年	同
高橋ワサ	米津酉藏	二十八歲	十一年	河原田
同 人	梶田兼藏	三十二歲	十一年	同
中山酒造場	米津常藏	四十六歲	十年	同
松永佐太郎	粕谷米藏	三十八歲	十年	河崎

第三回從業者表彰人名表

(大正十三年九月二十九日)

杜氏ノ部

醸造主	氏名	年齢	勤続年數	醸造主町村名
菊池作太郎	向田紋吉	二十九歲	十年	赤泊
菊池新左衛門	本間友吉	三十六歲	十年	畑野
柴田繁	源田圓次郎	三十五歲	十五年	兩津
羽豆太三次	多門淺次	四十二歲	二十五年	赤泊
同人	坂井信吉	三十五歲	十二年	同
菰山與鶴	笠井勘治	——	十九年	金澤
中山酒造場	伊里若松	四十八歲	十七年	河原田
山本萬平	中村瀧藏	五十一歲	十五年	二宮
藤井三九郎	水口鹿藏	四十二歲	十八年	吉井
佐渡醸造株式會社	渡邊長松	三十二歲	七年	二宮
梶井五郎左衛門	山田留藏	——	八年	外海府
青木永太郎	木下長二	三十七歲	二十五年	畑野

店員ノ部

同	梶井五郎左衛門	藏働ノ部	倉田源太郎	二十八歲	十五年	同	外海府
同	中山酒造場	本間廣吉	本間廣吉	五十四歲	三十三年	河原田	
同	同	伊藤金藏	伊藤金藏	五十三歲	三十二年	同	
同	同	中山喜作	中山喜作	四十一歲	十六年	同	
同	同	米津常藏	米津常藏	五十歲	十五年	同	
同	後藤久平	本間勘藏	本間勘藏	五十二歲	二十五年	八幡	
同	同	後藤仁作	後藤仁作	三十三歲	十七年	同	
同	同	計良常吉	計良常吉	三十歲	十六年	同	
同	近藤吉太郎	若林多仲	若林多仲	三十七歲	十七年	二宮	
同	山本萬平	藤井音吉	藤井音吉	三十七歲	十五年	同	
同	義山與鶴	笠井勘次	笠井勘次	五十七歲	二十五年	金澤	
同	同	義山鶴藏	義山鶴藏	四十歲	十五年	同	
同	同	上杉八代吉	上杉八代吉	三十歲	十一年	同	
本間久	岩間孔倅		岩間孔倅	二十八歲	十五年	新穗	

青木永太郎	余湖乙吉	四十六歲	二十八年	畑野
同	藤原權兵衛	四十四歲	二十六年	同
同	高野太藏	六十五歲	十五年	同
菊池新左衛門	余湖千代松	三十九歲	十七年	同
渡邊賢吉	坪本泰吉	三十四歲	十四年	真野
逸見至	藤田鐵藏		十五年	同
嵐城治作	島倉仁作	五十一歲	四十年	同
同	松井鶴藏	四十三歲	二十一年	同
同	笠井由藏	三十九歲	十八年	同
倉内惣市	山田利三郎	五十二歲	三十五年	同
仙土三右衛門	本間藤七	三十七歲	二十五年	同
同	若林丹治	二十五歲	十五年	同
同	清方萬助	三十七歲	十五年	同
岡崎毅	岡崎與三郎		十五年	同
同	島田福太郎	二十八歲	十二年	羽茂
同	藤川忠治	三十四歲	十二年	同

羽豆太三次	多門淺吉	四十七歲	二十年	赤泊
同 上	坂井信吉	四十三歲	二十七年	同
寺島善四郎	本間兼吉	四十九歲	三十年	松ヶ崎
宇佐美 龜五郎	佐藤慶助	三十八歲	十四年	河崎
同 上	江戸酉藏	三十八歲	十年	同
松永佐太郎	仲川德藏	五十三歲	二十年	同
佐渡醸造株式會社	原田丹次郎	三十八歲	二十一年	二宮
梶井五郎左衛門	鶴田伊勢吉	——	十二年	外海府
菊池 險藏	近藤好治	——	十六年	赤泊

三、講話及實地試釀

- (イ) 講話 現今の製造工業は、主として科學を應用して作業せざるべからず。之を以て毎品評會の審査長、若くは臨時に招聘せる技術官に講話を請ひて、當業者に之を聽取せしめ、以て斯業上に裨益を與へつゝあり。
- (ロ) 實地試釀 講話に依りて科學的智識を得るも、實地に臨みて往々失敗することあり、本組合は、此弊に陥らしめざる爲め、左の如く實地試釀を行へり。
- (1) 大正元年十二月十日より同月三十日まで、長野稅務監督局技師薄端直氏を聘し、

二宮村石田近藤吉太郎氏の醸造場に於て、左の講習會を開き、多數の實習者並に參觀者を見たり。

- 一、配麴、掛麴、洗米より出麴に至る間の操作實習指導
- 二、酒母間に於ける一般操作
- 三、醪間に於ける一般の操作指導

(2) 大正八年二月二十日、兩津町福浦柴田繁氏の醸造場に於て、郡醸造技術員杜氏山内龍三郎氏に依りて試釀を爲せり。

(3) 大正九年十一月二十二日より十二月十三日まで、二宮村石田山本萬平氏の酒造場に於て、郡醸造指導員畑徳次郎氏の實地指導あり。又十二月十四日より翌十年一月十一日まで、二宮村石田近藤氏の醸造場に於て、畑氏の實地指導あり。

(4) 大正十年一月十二日より二月二十四日まで、第七小區内の酒造場に於て、畑氏實地指導を爲し、二月二十四日より三月五日まで畑氏の巡回指導あり。

斯くの如く、製麴、酒母、醪等の全般に涉り、組合員の杜氏及藏働等、多數の受講者を指導せし爲め、次年より著るしく面目を一新せしが、今日醇良の清酒の現はるゝは、其の近因蓋し此に在りと云ふべき歟。

四、視 察

(イ) 銘醸地視察 すべて事業の改良發達は、先進地を視察し、他の長を探り、己れの短を補ふに在り。こゝを以て本組合は、時々委員を各地に特派し、實地の視察を遂げしめしが、其の得る所頗る多かりき。

大正五年六月中、委員若林助太郎、柴田繁、近藤吉太郎、中山五郎の四氏をして、福岡、廣島、京都、奈良地方の醸造視察と、東京地方の販路視察を爲さしむ。

(ロ) 販路の擴張 元來消費は生産の目的なり。而して生産は消費の源泉なり。分配は其の方便となること、經濟上の原則なり。分配消費の生産に關係する所夫れ斯くの如し。本組合此に見る所あり。

(1) 大正六年五月中、青木永太郎、後藤久平、松永佐太郎、中山五兵衛、菊池新左衛門の五氏を委員とし、北海道に於ける販路調査を爲さしむ。

(2) 大正七年九月中、若林助太郎、菊池新左衛門の二氏を委員とし、關東地方に於ける販路調査を爲さしむ。

以上の如く、各地方殊に商取引上、本郡と密接の關係ある、北海道の視察調査は、販路擴張上頗る効果を齎し、同地に酒類の輸出を見ること稍多きに至れり。尙越中、能登兩地方へも、販路擴張視察員を派し、實地調査を爲さしめ、何れも相應得る所ありき。

### 七、産 額

本組合に屬する酒造家の、一ヶ年度に醸造する清酒は、明治十七年度以降、昭和八年度に至るまでの統計に依れば、明治二十年度の一萬八百九拾七石餘(醸造家百二十五名)を最多とし、大正四年度の六千八百八拾三石餘(醸造家三十三名)を最少なりとす。此間に於ては、經濟界の變動により、一打撃を加へられ、破産閉店の止むなきに至りし者もあり、又縣酒造組合聯合會の減釀協定に依りたることもありしが(大正十四年度の如き)何れも一時的現象に止まりしは幸ひなりき。今明治十七年度より、昭和八年度に至る、過去五十年間に於ける、清酒醸造石高と、其の製造家數とを記して、斯業の盛衰を覽るに便ならしむ。

清酒製成石數一覽表 (石數の單位は合)

年 次	醸造家數	製成石數
明治十七年	一二五	八、四一〇、五〇一
同 十八年	一一六	六、九九五、四〇三
同 十九年	一〇六	七、二六一、七二四
同 二十年	一〇九	一〇、八九八、三一六
同 二十一年	一〇八	九、五四五、〇七四



同	十四年	三三	八、五一九、九五九
昭	和元年	三三	八、四六八、二八八
同	二年	三四	七、一九八、二六九
同	三年	三三	七、三二三、八〇七
同	四年	三三	七、〇二八、二七四
同	五年	三一	六、九〇二、六五一
同	六年	二七	五、四一五、五〇九
同	七年	二九	六、四一七、八二九
同	八年	三〇	六、九六五、三六八

## 八、酒 價

我が商工省にては、工業組合の設立擴大を圖りて、これに價格統制權を付與しありしが、近頃に至り、更に同省所管の同業組合に對し、價格協定の權限を許與し、同省の中商業振興助成方針に一新機軸を劃せりと云ふ。此政策の結果は、漸く昂騰の氣勢にある、小賣物價の騰勢に拍車を掛くると共に、反對に其の低落時に於ける引下を防止する作用を爲すものとして世の注目をひけり。本組合の如きは、既に組合員中に賣崩しの弊害あ

るを慮り、早くも酒價を協定して、其の濫賣を防止せり。想ふに一時の窮境を脱せんとする遺線算段として、生産費を償ひ得ざるの低價を以て投げ賣りするものあり、從て仲買小賣人、亦最低價格以下に販賣するものを出し、他の同業者に惡影響を與ふること至大なりとす。これあるが爲め、本組合は、去る明治三十九年十月廿三日の評議員會に於て、酒價調査規約書を設け、酒造家各自之れに捺印すべきことを決議し、越えて同四十年一月六日、幹事會を開きて、酒價標準最低價格を取極め、尋で明治四十二年五月七日開催の臨時總會に於て、(一)酒價最低販賣價格を協定し、(二)仲買小賣人にして、違背者ある場合は、商取引を停止することに決定し、(明治四十一年一月に該當者あり)尙酒類販賣に付、福引券其の他景品類を出さず、歳暮の贈物を廢する事(明治三十八年十二月より)等をも決議せり。更に明治四十三年四月十七日の春季總會に於ては、酒類の濫賣を防止せんが爲め、特に調査委員五名を擧げて、之を調査せしむることとせり。斯くの如く一面價格の協定を維持し、品質の向上を期して、生産者を擁護すると共に、他面之れが分配策を講ずる爲め、消費の通路を研究するに努めたり。一時は最低價格以下に販賣する、不心得の醸造家なきにしもあらざりしが、醸造家の漸減に伴ひ、今日に至りては、殆んど其の弊害を見ざるに至れり。今明治二十七年以後の酒價を、記録によりて左に之を掲ぐ。(本項昭和九年七月稿)



明治二十七年度 (九月二十六日決定)  
 清酒 壹石 原價 金拾貳圓四拾八錢六厘  
 同 三十二年度 (五月四日決定)  
 清酒 壹石 標準價格 金貳拾壹圓五拾五錢五厘  
 同 三十四年度 (三月八日決定)  
 清酒 壹石 販賣最低價格 金拾八圓  
 同 三十八年度 (八月決定)  
 清酒 並 壹斗 金貳圓八拾錢以上  
 同 上 (十二月九日決定)  
 新酒 並 壹斗 金參圓以上  
 古酒 並 壹斗 金參圓貳拾錢以上  
 同 三十九年度 (四月三十日決定)  
 清酒 壹斗 最低價格 金參圓  
 同 上 (十月二十三日決定)  
 新酒 壹斗 金參圓  
 同 四十年 同 (一月十五日より)

清酒 壹斗 金參圓拾錢  
 同 上 (八月十日決定)  
 並酒 壹斗 金參圓五拾錢  
 同 壹升 金參拾七錢  
 同 上 (十一月十日決定)  
 新酒 並 卸賣 壹斗 金參圓參拾錢以上  
 同 小賣 壹升 金參拾五錢以上  
 同 四十一年度 (三月十三日決定)  
 清酒 壹斗 (樽付) 金參圓八拾錢以上  
 同 壹升 金參拾九錢  
 同 四十二年度 (五月決定)  
 清酒 壹斗 金參圓五拾錢以上  
 大正四年度 (六月一日より)  
 新酒 壹升に付 上 金五拾錢  
 並 中 金四拾五錢  
 並 金四拾錢  
 壹合に付 上 金五錢五厘  
 並 中 金五錢  
 並 金四錢五厘

燒耐	壹合に付	金拾錢	壹升到付	金九拾錢
新酒	同 上	(十一月一日より)	壹升到付	金參圓參拾錢
新酒	壹升到付	金參拾八錢	壹升到付	金參圓參拾錢
新酒	大正五年度	(十一月一日より)	小賣並壹升到付	金四拾錢
新酒	卸並壹斗に付	金參圓六拾錢	同 上	(大正六年一月一日より)
新酒	並酒壹升到付	金參拾九錢	同 上	(大正六年一月一日より)
新酒	大正六年度	(十一月十五日より)	壹斗に付	並 金四圓七拾錢
新酒	壹升到付	並 金五拾錢	壹斗に付	並 金四圓七拾錢
古酒	壹升到付	同 金五拾四錢	壹斗に付	同 金五圓拾錢
新酒	同 上	(六月一日より)	壹斗に付	並 金四圓
新酒	壹升到付	並 金四拾四錢	壹斗に付	並 金四圓
新酒	同 上	(七月十五日より)	壹斗に付	並 金四圓參拾錢
新酒	壹升到付	並 金四拾七錢	壹斗に付	並 金四圓參拾錢
新酒	同 上	(九月二十日より)	壹斗に付	並 金四圓六拾錢
新酒	壹升到付	並 金五拾錢	壹斗に付	並 金四圓六拾錢

新酒	大正七年度	(一月五日より)	壹斗に付	並 金五圓貳拾錢
新酒	壹升到付	並 金五拾參錢	壹斗に付	並 金五圓貳拾錢
新酒	同 上	(二月十五日より)	壹斗に付	並 金五圓貳拾錢
新酒	壹升到付	並 金五拾參錢	壹斗に付	並 金五圓貳拾錢
清酒	同 上	(四月十五日より)	壹斗に付	並 金五圓貳拾錢
清酒	壹升到付	金五拾八錢	壹斗に付	並 金五圓七拾錢
清酒	同 上	(八月一日より)	壹斗に付	並 金五圓七拾錢
清酒	壹升到付	並 金六拾貳錢	壹斗に付	並 金六圓
清酒	同 上	(十月一日より)	壹斗に付	並 金六圓
清酒	壹升到付	金六拾八錢	壹斗に付	並 金六圓五拾錢
新酒	同 上	(十一月十五日より)	壹斗に付	並 金七圓參拾錢
新酒	壹升到付	金七拾五錢	壹斗に付	並 金七圓參拾錢
新酒	同 上	(十一月二十二日より)	壹斗に付	並 金六圓九拾錢
新酒	壹升到付	金七拾貳錢	壹斗に付	並 金六圓九拾錢
新酒	大正八年度	(二月一日より)	壹斗に付	並 金七圓參拾錢
新酒	壹升到付	金七拾八錢	壹斗に付	並 金七圓參拾錢

古酒	壹升到付	金八拾參錢	壹升到付	金七圓八拾錢
同	上	(六月一日より)		
新酒	壹升到付	金八拾參錢	壹升到付	金七圓八拾錢
同	上	(九月一日より)		
新酒	壹升到付	金九拾錢	壹升到付	金八圓參拾錢
大正九年度	(六月十日より)			
清酒	壹斗	最低價格卸賣(樽付)	金九圓五拾錢	
同	壹升	小賣	金壹圓拾錢	
同	上	(十二月十三日より)		
新酒	壹斗	最低價格卸賣(樽付)	金八圓	
但樽戻し壹斗に付金壹圓引				
同	壹升	小賣	金八拾錢	
古酒	壹斗	卸賣(樽付)	金九圓	
同	壹升	小賣	金壹圓拾錢	
大正十年度	(六月十日より)			
清酒	壹斗	最低價格卸賣(樽付)	金八圓七拾錢	

同	壹升到付	金九拾貳錢		
同	上	(九月十四日より)		
清酒	壹斗	最低價格卸賣(樽付)	金九圓五拾錢	
但樽戻し壹斗に付金壹圓引				
同	壹升	小賣	金壹圓	
同	上	(十一月十九日より)		
新酒	壹斗	最低價格卸賣(樽付)	金九圓參拾錢	
但樽戻し壹斗に付金壹圓引				
同	壹升	小賣	金壹圓	
大正十一年度	(六月十日より)			
清酒	壹斗	最低價格卸賣(樽付)	金拾圓	
但樽戻し壹斗に付金壹圓引				
同	壹升	小賣	金壹圓五錢	
同	上	(十一月三十日より)		
新酒	壹斗	最低價格卸賣(樽付)	金九圓	
但樽戻し壹斗に付金壹圓引				

同	壹升	小	賣	金九拾五錢
大正十二年度 (一月二十二日より)				
新酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金八圓五拾錢
同	壹升	小	賣	金九拾錢
上 (二月五日より)				
古酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金九圓五拾錢
同	壹升	小	賣	金壹圓
上 (六月十日より)				
清酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金九圓參拾錢
同	壹升	小	賣	金壹圓
上 (十二月二十日より)				
新酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金八圓五拾錢
同	壹升	小	賣	金九拾錢

大正十三年度 (三月十日より)

清酒最低價格卸賣 (樽付)				
古酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金九圓五拾錢
新酒	同	同	同	金八圓八拾錢
同	小賣	古酒	壹升	金壹圓
同	小賣	新酒	壹升	金九拾五錢
上 (六月十五日より)				
清酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金九圓五拾錢
同	壹升	小	賣	金壹圓
上 (十月二十日より)				
清酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金拾圓五拾錢
同	壹升	小	賣	金壹圓拾錢
上 (十二月十八日より)				
新酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)		金九圓五拾錢

同	壹升	小	賣	金壹圓
清酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金拾圓
同	壹升	小	賣	金壹圓拾錢
同	上	(九月一日より)		
清酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金拾壹圓
同	壹升	小	賣	金壹圓拾五錢
同	上	(十一月二十三日より)		
新酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金九圓五拾錢
同	壹升	小	賣	金壹圓
同	上	(六月十日より)		
昭和大正十五年 和元 年度	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金拾圓五拾錢
清酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金壹圓拾錢
同	小	賣		

同	上	(十一月一日より)		
清酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金拾壹圓五拾錢
同	壹升	小	賣	金壹圓拾五錢
同	上	(十二月十一日より)		
新酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金拾圓
同	壹升	小	賣	金壹圓五錢
同	上	(六月一日より)		
昭和二年度	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金拾圓
清酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金壹圓拾錢
同	壹升	小	賣	
同	上	(十二月二十五日より)		
新酒	壹斗	最低價格卸賣 (樽付)	但樽戻し壹斗に付金壹圓引	金九圓
同	壹升	小	賣	金壹圓
同	上	(十一月十日より)		
昭和三年度				

清酒 壹斗 最低價格卸賣 (樽付) 金九圓五拾錢

但樽戻し壹斗に付金壹圓引

同 壹升 小賣 金壹圓五錢

同 上 (十二月より)

新酒 壹斗 最低價格卸賣 (樽付) 金九圓

但樽戻し壹斗に付金壹圓引

同 壹升 小賣 金壹圓

昭和四年度 (十一月より)

清酒 壹斗 最低價格卸賣 (樽付) 金九圓五拾錢

同 壹升 小賣 金壹圓

同 上 (十二月五日より)

清酒最低價格卸賣 (樽付) 古酒 壹斗 金九圓五拾錢

新酒 同 金九圓

但樽戻し壹斗に付金壹圓引

同 小賣 古酒 壹升 金壹圓五錢

新酒 壹升 金九拾五錢

昭和五年度 (十二月より)

清酒最低價格卸賣 (樽付) 古酒 壹斗 金九圓

新酒 同 金八圓

但樽戻し壹斗に付金壹圓引

同 小賣 古酒 壹升 金九拾錢

新酒 壹升 金八拾錢

昭和六年度 (十二月より)

清酒最低價格卸賣 (樽付) 古酒 壹斗 金八圓

新酒 同 金七圓五拾錢

但樽戻し壹斗に付金壹圓引

同 小賣 古酒 壹升 金八拾五錢

新酒 壹升 金八拾錢

昭和七年度 (十二月より)

清酒最低價格卸賣 新酒 壹斗 樽付 金七圓五拾錢

同 上 銀付 金八圓

但容器戻し壹斗に付金壹圓引

明治三十年以降、昭和五年に至る、三十六年間に於ける、佐渡の米價、税金、酒價、造石高の變遷に付、中山組合長の調査せしものあり。参考の爲め、左に記すこととす。

佐渡の米價と税金、酒價と造石高の變遷

(毎年度一ヶ年平均價格を標準とし表示す)

年次	米一石の價	税金	酒價卸値段平均	一ヶ年造石高
明治三十年	一一・九〇	七	一五・二〇	六・八四八
同三十一	一四・八〇	一二	二三・〇〇	九・六九四
同三十二	一〇・二〇	同	二四・五〇	八・二六一
同三十三	一二・七〇	同	二二・〇〇	一〇・五二八
同三十四	一一・二〇	一五	二三・〇〇	九・一〇二
同三十五	一四・三〇	同	二五・五〇	六・六八三
同三十六	一三・八〇	同	二五・八〇	七・〇六一
同三十七	一二・七〇	一七	二六・七〇	六・三三四
同三十八	一二・八〇	二〇	二八・二〇	六・八四二
同三十九	一三・四〇	同	三五・〇〇	七・三八五
同四十	一五・二〇	同	三三・八〇	七・八八八
同四十一	一四・九〇	二三	三一・五〇	七・九三七
同四十二	一二・九〇	同	三〇・八〇	六・七九〇

同四十三	一二・六〇	同	三一・六〇	七・四〇一
同四十四	一五・八〇	同	三五・二〇	七・六二九
同四十五	一九・九〇	同	四〇・五〇	七・三八四
大正二年	一五・二〇	同	四五・〇〇	七・二四六
同三年	一二・六〇	同	四四・二〇	七・七一三
同四年	一〇・七〇	同	三六・〇〇	六・一八三
同五年	一四・六〇	同	三七・〇〇	六・八七九
同六年	一七・〇〇	同	四一・五〇	七・六八一
同七年	二八・〇〇	三三	八五・五〇	七・二三七
同八年	四八・五〇	同	九五・五〇	七・六二一
同九年	三七・五〇	三七	八五・五〇	七・三四二
同十年	三〇・六〇	同	八四・五〇	九・四二四
同十一年	三四・八〇	同	八五・五〇	一〇・二四二
同十二年	二八・〇〇	同	七五・五〇	九・五二七
同十三年	三三・〇〇	同	七九・二〇	七・八四二
同十四	三七・五〇	同	八六・五〇	八・五一九
同十五年	三二・九〇	四〇	八八・〇〇	八・四六八
昭和二年	三〇・三〇	同	八六・〇〇	七・一九八

同 三 年 二六・五〇 同 八七・〇〇 七・三二三  
 同 四 年 二四・二〇 同 八五・〇〇 七・〇二八  
 同 五 年 一四・八〇 同 八〇・二〇 六・九〇二  
 参考 税金は明治十三年一石貳圓、十五年四圓、明治二十九年七圓と漸騰す  
 米價 明治元年最低參圓五拾錢最高八圓、明治二十年一石平均五圓拾錢、同二十六年一石貳圓八拾錢、大正七、八年平均一石四拾八圓五拾錢、昭和五年拾四圓九拾錢

### 九、酒類移出入

最近の調査によれば、本組合酒造家の醸造する清酒は、六千九百八十五石（昭和八酒造年度、醸造家二十九軒）焼酎三十二石（昭和八酒造年度醸造家六軒）を算す。この内郡外へ輸出するものは、清酒約五百七十石内外、焼酎約四石内外（昭和五年四月調）なり。而して郡外より輸入するものは、清酒約二百八十石内外、焼酎約五十石内外（昭和五年四月調）なり。明治三十四年三月八日、第一回縣酒造組合佐渡支部臨時總會に於て、輸入酒調査の件を附議せしに、何れも其の必要な所以を述べ、竟に夷、澤根、二見、小木、赤泊以上五ヶ所の輸入口に就き、調査の爲め委員を挙げ、其の報告によりて對策に腐心せり。爾來怠らず之れが調査を繼續し、常に輸入酒防止に努めつゝあり。今、大正元年度より、昭和八年度に至る、清酒（附焼酎も）の移出入を調査せしものを左に掲ぐ。

清酒移出入高調査表 (相川稅務署調査)

年 度	移 出	移 入
石數(單位石)	移出先	移入先
明治四十五年	—	八九〇
大正元年	—	不詳
同 二 年	—	六七一
同 三 年	七	一、〇二五
同 四 年	一七五	一、三六〇
同 五 年	一三〇 焼酎六〇 同	一、一一四
同 六 年	一〇〇 焼酎七〇 北海道	一、五八〇
同 七 年	一九〇 焼酎五三 同	一、三七四
同 八 年	一四三 焼酎七〇 北海道	八七五
同 九 年	九六 焼酎二九 同	一、〇三六
同 十 年	一九二 焼酎三四 不詳	九七五
同 十 一 年	二六六 焼酎五 同	八五四
同 十 二 年	三八〇 焼酎三 北海道	五六九
同 十 三 年	三六九 焼酎二 北海道	四八九



同	十四年	三二〇	同	三二〇	同
昭大	和正十五年	四二〇	燒酎 二〇	北海道	三五〇
同	二年	三五八	燒酎 四	同	三五〇
同	三年	五七五	燒酎 四	東北海	二六七
同	四年	三九三	燒酎 一	同	二一〇
同	五年	一九九	同	同	一二〇
同	六年	四三八	同	同	五七
同	七年	六一七	燒酎 五	東埼玉	一三二
同	八年	二五一	北海道	北海道	一四二

十、組合經費

本組合を維持する經費は組合自身之を負擔せざるべからざるを以て、毎年製造業者と、醸造石數とに由りて之を賦課す。其の製造業者に賦課するものを免許割と云ひ、通常其の歩合三分なり。醸造石數に賦課するものを造石割と稱し、通常其の歩合七分なり。今左に明治四十五年度以降、收支豫算の決議を掲げて、組合財政の大要を知るに便ならしむ。

明治四十五年  
大正元年度

歳入ノ部	第一課 賦課金 一、醸造場割	一八六、三六〇
	二、造石高割	四三四、八四〇
計		六二一、二〇〇
歳出ノ部	第一款 事務所費 一、報 酬	二〇、〇〇〇
	二、消耗品費	二、〇〇〇
	三、雜 費	三六、〇〇〇
第二款 總會費 一、雜 給	六、六〇〇	
	二、旅 費	八〇、〇〇〇
	三、消耗品費	二、八〇〇
	四、雜 費	一〇、〇〇〇
第三款 酒類品評會費 一、旅 費	一二、〇〇〇	
	二、雜 費	一五、〇〇〇
第四款 醸造場調査委員出張旅費	二五〇、〇〇〇	
第五款 評議委員會費 一、旅 費	二五、〇〇〇	

第六款 聯合會費 一、分 擔 額

第七款 豫 備 費

大正二年度

計	二、出縣委員旅費	五一、八〇〇
		三〇、〇〇〇
		三〇、〇〇〇
計		六一一、二〇〇
歳入ノ部	第一課 賦課金 一、醸造場割	一四八、三二〇
	二、造石高割	三四六、〇八〇
計		四九四、四〇〇
歳出ノ部	第一款 事務所費 一、報 酬	二〇、〇〇〇
	二、消耗品費	二、〇〇〇
	三、旅 費	四一、〇〇〇
第二款 總會費 一、雜 給	六、六〇〇	
	二、旅 費	八〇、〇〇〇
	三、消耗品費	二、八〇〇
	四、雜 費	一〇、〇〇〇
第三款 酒類品評會費 一、旅 費	一二、〇〇〇	

第四款 醸造場調査員出張旅費	二、雜費	一五、〇〇〇
第五款 評議委員會費	一、旅費	二五、〇〇〇
第六款 豫備費		三〇、〇〇〇
計		四九四、四〇〇

大正三年度

歲入ノ部		
第一款 賦課金	一、醸造場割	二四二、七六〇
	二、造石高割	五六六、四四〇
第二款 補助金		一〇〇、〇〇〇
計		九〇九、二〇〇
歲出ノ部		
第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	一五、〇〇〇
	三、消耗品費	二、〇〇〇
	四、雜費	五〇、〇〇〇
第二款 總會費	一、雜費	七、四〇〇
	二、旅費	八〇、〇〇〇

三、消耗品費	二、八〇〇	
四、雜費	七、〇〇〇	
第一款 酒類品評會費	一、旅費	六、〇〇〇
第二款 雜費		一九、〇〇〇
第三款 醸造場調査員出張旅費	一、旅費	二三〇、〇〇〇
	二、雜費	二、〇〇〇
第四款 評議委員會費	一、旅費	二五、〇〇〇
第五款 豫備費		三〇、〇〇〇
第六款 臨時部		
第一款 訴訟費		一〇〇、〇〇〇
第二款 醸造獎勵費	一、從業者表彰費	八〇、〇〇〇
	二、記念品寄贈費	一五、〇〇〇
	三、郡外出張旅費	三〇、〇〇〇
	四、借入金利子	三〇、〇〇〇
計		九〇九、二〇〇

大正四年度

歲入ノ部

第一款 賦課金	一、醸造場割	一八四、八六〇
	二、造石高割	四三一、三四〇
第二款 補助金		八五、〇〇〇
計		七〇一、二〇〇

歲出ノ部

第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	一五、〇〇〇
	三、消耗品費	二、〇〇〇
	四、雜費	五〇、〇〇〇
	五、交際費	三〇、〇〇〇
第二款 總會費	一、雜費	七、四〇〇
	二、旅費	七二、〇〇〇
	三、消耗品費	二、八〇〇
	四、雜費	七、〇〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	六、〇〇〇
	二、雜費	一九、〇〇〇
第四款 調査費	一、酒價調査委員旅費	二三〇、〇〇〇
	二、雜費	二〇、〇〇〇

大正五年度

歲入ノ部

第五款 評議委員會費	一、旅費	三五、〇〇〇
第六款 豫備費		五〇、〇〇〇
第一款 訴訟費		二〇、〇〇〇
第二款 醸造獎勵費		八五、〇〇〇
計		七〇一、二〇〇
歲入ノ部		
第一款 賦課金	一、醸造場割	二一四、九〇〇
	二、造石高割	五〇一、五五〇
第二款 雜收入		二、五〇〇
第三款 補助金		一五〇、〇〇〇
計		八六九、〇〇〇
歲出ノ部		
第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	一五、〇〇〇
	三、消耗品費	二、〇〇〇
	四、雜費	四〇、〇〇〇

第二款 總會費	一、雜給	四〇,〇〇〇
	二、旅費	七二,〇〇〇
	三、消耗品費	二,八〇〇
	四、雜費	七,〇〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	二〇,〇〇〇
	二、雜費	四八,〇〇〇
第四款 調查費	一、酒價調查委員旅費	二三〇,〇〇〇
	二、雜費	二〇,〇〇〇
第五款 評議委員會費	一、旅費	四五,〇〇〇
第六款 豫備費		五〇,〇〇〇
臨時部		
第一款 訴訟費		二〇,〇〇〇
第二款 醸造獎勵費		一五〇,〇〇〇
第三款 編纂費		五〇,〇〇〇
計		八六九,〇〇〇

第一款 賦課金	一、醸造場割	一八六,三〇〇
	二、造石高割	四三四,七〇〇
第二款 雜收入		三,〇〇〇
第三款 繰越金		一五〇,〇〇〇
第四款 補助金		一五〇,〇〇〇
計		九二四,〇〇〇
歲出ノ部		
第一款 事務所費	一、報酬	五〇,〇〇〇
	二、書記給料	三六,〇〇〇
	三、消耗品費	二,〇〇〇
	四、雜費	四〇,〇〇〇
	五、交際費	五〇,〇〇〇
第二款 總會費	一、雜給	七,四〇〇
	二、旅費	七〇,八〇〇
	三、消耗品費	二,八〇〇
	四、雜費	七,〇〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	一〇,〇〇〇
	二、雜費	四八,〇〇〇

大正六年度  
歲入ノ部

第四款 調查費	一、酒價調查委員旅費	五〇,〇〇〇
	二、雜費	一〇,〇〇〇
第五款 評議委員會費	一、旅費	四五,〇〇〇
第六款 縣聯合會費	一、分擔金	四〇,〇〇〇
	二、出縣委員旅費	四〇,〇〇〇
第七款 麴品評會費	一、旅費	五,〇〇〇
	二、雜費	一〇,〇〇〇
第八款 豫備費		八〇,〇〇〇
臨時部		
第一款 訴訟費		二〇,〇〇〇
第二款 試驗醸造費		三〇〇,〇〇〇
第三款 販路視察費		一〇〇,〇〇〇
第四款 寄附金		五〇,〇〇〇
計		九二四,〇〇〇

第二款 雜收入		三,〇〇〇
計		一,〇九五,六〇〇
歲出ノ部		
第一款 事務所費	一、報酬	五〇,〇〇〇
	二、書記給料	四八,〇〇〇
	三、消耗品費	一五,〇〇〇
	四、雜費	五〇,〇〇〇
	五、交際費	一〇,〇〇〇
	六、囑託技術員手當	一二〇,〇〇〇
第二款 總會費	一、雜給	八,〇〇〇
	二、旅費	七〇,八〇〇
	三、消耗品費	二,八〇〇
	四、雜費	七,〇〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	一五,〇〇〇
	二、雜費	四八,〇〇〇
第四款 調查費	一、酒價調查委員旅費	一〇〇,〇〇〇
	二、雜費	一〇,〇〇〇
第五款 評議委員會費	一、旅費	七八,〇〇〇

大正七年度  
歲入ノ部

第一款 賦課金	一、醸造場割	三二七,七八〇
	二、造石高割	七六四,八二〇

第六款 縣聯合會費	一、分擔金	四五、〇〇〇
	二、出縣委員旅費	四〇、〇〇〇
第七款 豫備費		一〇〇、〇〇〇
臨時部		
第一款 訴訟費		一〇、〇〇〇
第二款 販路視察費		一〇、〇〇〇
第三款 借入金償却費		七五、〇〇〇
第四款 從業者表彰費		一〇〇、〇〇〇
計		一、〇九五、六〇〇
大正八年度		
歲入ノ部		
第一款 賦課金	一、醸造場割	二九五、四一〇
	二、造石高割	六八九、二九〇
第二款 雜收入		三、〇〇〇
第三款 繰越金		一〇〇、〇〇〇
計		一、〇八七、七〇〇
歲出ノ部		
第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	四八、〇〇〇
	三、消耗品費	一五、〇〇〇
	四、雜費	七〇、〇〇〇

第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	四八、〇〇〇
	三、消耗品費	一五、〇〇〇
	四、雜費	四二、〇〇〇
	五、交際費	一二〇、〇〇〇
	六、囑託技術員手當	一四四、〇〇〇
第二款 總會費	一、雜給	一八、六〇〇
	二、旅費	八九、八〇〇
	三、消耗品費	五、〇〇〇
	四、雜費	六、〇〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	二二、五〇〇
	二、雜費	四三、〇〇〇
第四款 調査費	一、酒價調査委員旅費	一〇〇、〇〇〇
	二、臨時委員旅費	四〇、〇〇〇
	三、雜費	一〇、〇〇〇
第五款 評議委員會費	一、旅費	一七、〇〇〇
	二、雜費	七、〇〇〇
第六款 縣聯合會費	一、分擔金	八六、〇〇〇

大正九年度

第七款 佐渡實業團體聯合費		一〇、〇〇〇
第八款 豫備費		一〇〇、〇〇〇
臨時部		
第一款 訴訟費		一〇、〇〇〇
計		一、〇八七、七〇〇
大正九年度		
歲入ノ部		
第一款 賦課金	一、醸造場割	三四七、七三〇
	二、造石高割	八一、三七〇
第二款 雜收入		八、〇〇〇
第三款 繰越金		一〇〇、〇〇〇
計		一、二六七、一〇〇
歲出ノ部		
第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	四八、〇〇〇
	三、消耗品費	一五、〇〇〇
	四、雜費	七〇、〇〇〇

第二款 總會費	一、雜給	一九、六〇〇
	二、旅費	一一六、二〇〇
	三、消耗品費	五、〇〇〇
	四、雜費	六、〇〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	二二、〇〇〇
	二、雜費	四五、〇〇〇
第四款 調査費	一、酒價調査委員旅費	一〇〇、〇〇〇
	二、臨時委員旅費	四〇、〇〇〇
	三、雜費	一〇、〇〇〇
第五款 評議委員會費	一、旅費	一一一、〇〇〇
	二、雜費	八、〇〇〇
第六款 縣聯合會費	一、分擔金	二〇三、八〇〇
	二、出縣委員旅費	一三、〇〇〇
第七款 佐渡實業團體聯合費		一〇、〇〇〇
第八款 豫備費		一〇〇、〇〇〇
臨時部		

第一款 訴訟費

計

一〇,〇〇〇  
一,二六七,一〇〇

大正十年度

歲入ノ部

第一款 賦課金	一、醸造場割	二四二,一九〇
第二款 雜收入	二、造石高割	五六五,一一〇
第三款 繰越金		八,〇〇〇
計		三〇〇,〇〇〇
計		一,一五,三〇〇

歲出ノ部

第一款 事務所費	一、報酬	五〇,〇〇〇
	二、書記給料	四八,〇〇〇
	三、消耗品費	一五,〇〇〇
	四、雜費	七〇,〇〇〇
	五、交際費	七〇,〇〇〇
	六、囑託技術員手當	一四四,〇〇〇
第二款 總會費	一、雜給	九,六〇〇
	二、旅費	一一六,二〇〇

一三八

第三款 酒類品評會費

計

五,〇〇〇  
六,〇〇〇

歲入ノ部

第一款 賦課金	一、醸造場割	四四二,二四〇
第二款 雜收入	二、造石高割	五六五,一一〇
第三款 繰越金		八,〇〇〇
計		一,〇〇,〇〇〇
計		一,一五,三〇〇

歲出ノ部

第一款 訴訟費		一〇,〇〇〇
第二款 臨時部		一,一五,三〇〇
第三款 評議員會費	一、旅費	一一一,〇〇〇
	二、雜費	八,〇〇〇
第四款 縣聯合會費	一、分擔額	二二九,〇〇〇
第五款 佐渡實業團體聯合會費	一、分擔額	一〇,〇〇〇
第六款 豫備金	一、豫備金	五〇,〇〇〇
第七款 臨時部		一〇,〇〇〇
第八款 臨時部		一,一五,三〇〇

第二款 雜收入

計

一〇,五五,〇六〇  
八,〇〇〇  
一,五一五,三〇〇

歲出經常部

第一款 事務所費	一、報酬	五〇,〇〇〇
	二、書記給料	四八,〇〇〇
	三、消耗品費	一五,〇〇〇
	四、雜費	七〇,〇〇〇
	五、交際費	七〇,〇〇〇
	六、囑託技術員手當	七五,〇〇〇
第二款 總會費	一、雜給	九,六〇〇
	二、旅費	一一六,二〇〇
	三、消耗品費	五,〇〇〇
	四、雜費	六,〇〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	二二,五〇〇
	二、雜費	四五,〇〇〇
第四款 調查費	一、酒價調查委員旅費	六〇,〇〇〇
	二、臨時委員旅費	二〇,〇〇〇

第三款 評議員會費

計

五,〇〇〇  
八,〇〇〇

歲出臨時部

第一款 訴訟費	一、訴訟費	一〇,〇〇〇
第二款 酒造沿革誌	一、編纂費	五〇,〇〇〇
第三款 佐渡物產	一、分擔額	一〇〇,〇〇〇
第四款 獎勵費	一、輸出獎勵費	一七〇,〇〇〇
第五款 獎勵費	一、輸出獎勵費	二五〇,〇〇〇
第六款 獎勵費	一、輸出獎勵費	四八〇,〇〇〇
第七款 獎勵費	一、輸出獎勵費	一,五一五,三〇〇
第八款 獎勵費	一、輸出獎勵費	一,〇三五,二〇〇
計		一,〇三五,二〇〇
計		一,〇三五,二〇〇

大正十一年度

歲入ノ部

第一款 賦課金	一、醸造場割	五〇八,八九〇
---------	--------	---------

一三九

第二款 雜收入	一、雜收入	八、〇〇〇
第三款 繰越金	一、繰越金	三四二、二〇〇
計		二、〇四六、五〇〇

歲出經常部

第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	四八、〇〇〇
	三、消耗品費	一五、〇〇〇
	四、雜費	五〇、〇〇〇
	五、交際費	七〇、〇〇〇
第二款 總會費	一、雜給	一六、〇〇〇
	二、旅費	一七〇、〇〇〇
	三、消耗品費	四、〇〇〇
	四、雜費	三三、〇〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	三二、〇〇〇
	二、雜費	五〇、〇〇〇
第四款 調查費	一、酒價調查委員旅費	一〇、〇〇〇
	二、臨時委員旅費	二五〇、〇〇〇

歲出經常部

第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	四八、〇〇〇
	三、消耗品費	一五、〇〇〇
	四、雜費	八八、〇〇〇
	五、交際費	二〇、〇〇〇
第二款 總會費	一、雜給	九、六〇〇
	二、旅費	一一七、一〇〇
	三、消耗品費	四、〇〇〇
	四、雜費	六六、一〇〇
第三款 酒類品評會費	一、旅費	三六、八〇〇
	二、雜費	五〇、二〇〇
第四款 調查費	一、酒價調查委員旅費	六〇、〇〇〇
	二、臨時委員旅費	一九、八〇〇
	三、雜費	五、二〇〇
第五款 評議員會費	一、旅費	九九、〇〇〇
	二、雜費	八、一〇〇
第六款 縣聯合會費	一、分擔額	三四九、〇〇〇

一四〇

第五款 評議員會費	一、旅費	一〇〇、〇〇〇
	二、雜費	一二、五〇〇
第六款 縣聯合會費	一、分擔額	三三四、五〇〇
第七款 佐渡實業團體聯合會費	一、分擔額	一〇、〇〇〇

第一款 訴訟費	一、訴訟費	一〇、〇〇〇
第二款 酒造沿革誌編纂費	一、編纂費	三〇、〇〇〇
第三款 獎勵費	一、輸出獎勵費	六〇〇、〇〇〇
第四款 表彰費	一、從業者表彰費	一五〇、〇〇〇
計		二、〇四六、五〇〇

大正十三年度

第一款 賦課金	一、釀造場割	四五三、四四〇
	二、造石高割	一、〇五七、九六〇
第二款 雜收入	一、雜收入	八、〇〇〇
第三款 繰越金	一、繰越金	一三二、五〇〇
計		一、六五一、八〇〇

佐渡實業團體聯合會

第一款 訴訟費	一、訴訟費	一〇、〇〇〇
第二款 酒造沿革誌編纂費	一、編纂費	一〇、〇〇〇
第三款 獎勵費	一、輸出獎勵費	五二五、〇〇〇
計		一、六五一、八〇〇

大正十四年度

第一款 賦課金	一、讓造場割	四五一、一四〇
	二、造石高割	一、〇五二、六六〇
第二款 雜收入	一、雜收入	二〇、〇〇〇
計		一、五二三、八〇〇

歲出經常部

第一款 事務所費	一、報酬	五〇、〇〇〇
	二、書記給料	四八、〇〇〇
	三、消耗品費	一五、〇〇〇
	四、雜費	八八、〇〇〇

一四一

五、交際費	二〇、〇〇〇	第五款 評議員會費	一、旅費	八〇、一〇〇
第二款 總會費	九、六〇〇	二、雜費	七、九〇〇	
一、雜給	一一六、二〇〇	第六款 縣聯合會費	一、分擔額	三四九、〇〇〇
二、旅費	四、〇〇〇	第七款 佐渡實業團體聯合會費	一、分擔額	一〇、〇〇〇
三、消耗品費	六六、〇〇〇	第八款 豫備費	一、豫備金	二〇、〇〇〇
四、雜費	三六、九〇〇	歲出臨時部		
第三款 酒類品評會費	五〇、一〇〇	第一款 訴訟費	一、訴訟費	一〇、〇〇〇
一、旅費	六〇、〇〇〇	第二款 酒造沿革誌編纂費	一、編纂費	一〇、〇〇〇
二、雜費	一九、八〇〇	第三款 獎勵費	一、輸出獎勵費	四五〇、〇〇〇
第四款 調査費	三、二〇〇	計		一、五二三、八〇〇

### 十一、縣聯合會

酒類は本縣重要物産の一にして、管に勸業行政上重要なのみならず、國家の財政的立場より見るも、斯業の盛衰は、延ひて社會經濟に大關係を有するを以て、歴代の縣當局は、當初より意を茲に用ひ、之れを保護奨勵し來れるなり。今より約四十五六年前、即ち明治二十二三年頃、に在りては、縣下の酒造家、何れも多額の醸造を爲し來りしが、彼の日清戰役以來、造石税の加重と、消費者の減退とにより、逐年遞減の慘狀を呈するに至れり。

茲に於て酒造家の一大奮起を必要と認めしも、從來各郡市に組織せるが如き、任意組合にては、其の施設經營遅々として爲す所なきを以て、進んで之を統一すべき聯合組織を結成せしも、尙未だ團體として満足の活動を爲し得ざるものあるは、統制上據るべき法規なきに依るにあらざるかを感じ、重要物産同業組合法に準據し、組合設置の方針を以て進行の折柄、偶々明治三十八年一月に至り、始めて法律を以て酒造組合法を公布せられ、前途の方向稍明白となれり。此を以て既設各郡市の組合に改善を加ふると共に、更に新たなる聯合會を確立せしめ、連年酒類品評會を開き、又釀造試驗場を設くる等、協心戮力専ら品質の改善を計りし結果、從來に比し、一段刮目すべき醇良酒を出すに至り、釀造高も亦漸次昂進しつゝあり。我が佐渡酒造組合が、縣聯合會へ加入の経緯を略叙すれば、最初明治二十八年七月七日の臨時總會に於て、縣聯合會へ加入するの議を可決せしことありしも、其の實行を見るに至らざりしが、明治三十二年五月三四兩日に亘り開催せし、第二十一回通常總會に於て、再び聯合會へ加盟の件を附議せしに、多數の意見に依りて之を否決せり。越えて同年八月中、當時の縣酒造組合聯合會長阿部康介氏外一名より、「縣令第三百四十號酒造組合規則に據り、縣下を一組合に組織するの協議を八月二十七日を以て新潟市白山公園偕樂館に於て開催するに付、參會されたし」との通知に接し、同年八月二十三日、特に臨時總會を開きて協議を遂げたるも、衆議縣下を一組

合となすを不利なりとし、佐渡酒造組合は、依然獨立することに決し、委員一名を出席せしむることゝなれり。然るに聯合會よりの勸誘切なるにより、同年十一月二十九日開催の第二十三回通常總會に於て、三たび酒造組合を統一して、縣下一團體となすの可否を附議せしに、賛否の意見殆ど相半ばし、當日臨席の佐渡郡長五十嵐佐清、相川稅務署長岩村作四郎の兩氏、懇々縣下を一組合となすの利を説示する所あり、採決の結果、過半数の賛成を得て、遂に縣下一組合となすに可決し、尋で明治三十三年九月二十二日の通常總會に於て、佐渡支部創立費金壹百六拾八圓四拾錢六厘を決議し、支部長以下の役員を選定せり。明治三十八年一月、法令改正の結果、形式上聯合會は一旦解散せしも、更に法令に準據し、改めて組織する所あり、本組合亦之に加盟し、以て今日に至れるなり。

## 十二、原料米

酒造に用ふる原料米に就ては、何れの酒造家も常に調査研究を怠らざる所にして、新潟縣酒造組合聯合會にては、大正十一年九月中、開催せし總會に於て、原料米研究に關する件を決議せり。こは本縣産米中より、酒造に適する優良品種を選定し、之れが栽培普及を圖ることを目的とせるものにて、其の實施方法としては

(イ) 現在酒造米として適當と認めらるゝ「米光」「龜ノ尾」「晚高宮」「白玉」「大場」の五種を

比較研究し、且蒐集原料米の品種、土壤、肥料、刈入、乾燥、調製等をも調査し

(ロ) 上越、中越、下越の三地方に、五ヶ所の試験場を設け、一試験場に於て、試醸に供する品種は、一種と定め、其の數量は百石とする事

尙醸造用水、精米設備、醸造庫内の設備及仕込、貯藏の容器に關する等の事をも併せて研究調査せり。

由來佐渡は、原料生産國にして、製造工業、生産工業の遅々たるものありしに、近年清酒醸造等に於て、俄然異常の進展を見、郡内到處、芳醇を誇る良酒を産出し、將に中央市場に躍進せんとするの域に達せり。抑酒を醸造することは、決して容易の業にあらず。氣候、風土、水質、原料米等の條件に加ふるに、工場機械の完備等を要す。殊に佐渡の如き寒地に於ては、優良酒の醸造は不可能と信せられたるも、多年の研鑽と努力により、最近品質的には、益優良酒を醸造するの傾向の目立つに至りしは、偉大なる貢獻として、江湖の賞讃を博しつゝあり。酒造には、優良なる原料米の供給を受くること必要なり。全國的には、備前米を推して第一位と稱し、播州米之れに次ぐ、其の他の府縣産米の、本縣に輸入さるゝ數量は、約四千石に達し、米産地として、酒造米を他府縣に仰ぐことは、遺憾至極にして、先年來、縣農事試験場にて、之れが對策に努力しつゝあり。佐渡の酒造家も亦備前米、播州米を使用せしことありしが、大體關西方面の品種中には、大粒種のもの多く、



其の點遙に本縣米を凌駕するも、成熟期遲きに過ぎ、本縣の氣候風土に適せざるもの多く、比較的早生品種にありては、脱粒し易き缺點あり。殊に遠隔の地よりの輸送なるが爲め、往々醸造の時機を失することあり。加之佐渡と灘、廣嶋、伏見等とは、氣候も違ひ、溫度も亦異なる點より、米質に大關係を來たすは餘義なき事なり。之に依て爾來佐渡特有たりし越前米を使用せしも、近來は殆んど「佐渡龜ノ尾」を使用するに至れり。「佐渡龜ノ尾」元より酒造米として不適當なるには非らず、酒造米として遠く北海道地方への輸出も、相當多額に達せりと雖も、之れを九州地方の「神力」廣嶋の「雄町」大阪の「山田穗」秋田縣雄勝郡の「龜ノ尾」等に比すれば、猶未だ及ばざること遠きものあり。近年品種の改良、優良種の栽培普及、調製の改善、或は乾燥の奨励等、絶えざる研究、努力を重ねつゝありと云ふも、前記品種に匹敵すべき優良種を得るには、猶一層の努力を要すべし。然り而して、土地の狀況に依て、大に考慮を要することあり。假令優良の酒を醸造するも、其の土地の嗜好に適せざりし爲め、販賣上大に苦心せし實例もあり。されば醸造家たるものは、其の土地に相應せし優良酒を造ることを心掛くるを肝要とす。云ふまでもなく、醸造家は、何れも原料米の選擇に、多大の苦心と努力とを拂ひつゝあり。學理を生命とする學者が、機械應用の四季醸造を鼓吹するも、是は別とし、我が邦清酒の醸造は、固より多少の人工を加ふるも、全く天然の氣候を應用するに在りと云ふも、敢て

不當にあらず、秋の收穫を終ると同時に、醸造の仕込期に入り、新穀は陸續酒造家の倉庫に藏めらる。大體原料米撰擇の標準なるものを列舉すれば左の如し。

- (一) 過熟せざる時期に刈取り、乾燥を十分に於て、甚しく強硬ならざるもの。
- (二) 光澤良好にして糠、芽、腹白の少きもの。
- (三) 糖分及び糊精に富み、食用として美味なるもの。

従來は多く「越前」を使用せしも、近年に至つては、主として「龜ノ尾」を選ぶに至れり。蓋し吾人が平常飯米として甘味なるものは、醸造の原料米にも亦良好なり。普通には比重、乾燥、色澤の度、縦線淺く、粒の不同なきものを選定するを要するも、今日學術上には、未だ確乎たる定論なきが如し。

尙醸造の原料米として、使用すべからざるものを舉ぐれば、概ね左の如し。

- (イ) 米質極めて硬く、普通の蒸溜法に依て糊化し難きもの。
- (ロ) 有害菌及害虫に侵蝕せられたるもの。
- (ハ) 糯米の如く蒸米として粘質硬きもの。

又以前使用せし「越前」と、現今多く使用する「佐渡龜ノ尾」とを比較すれば、大要左の如し。

- (1) 越前の第一號は、本縣奨励品種に屬し、其の耐肥力は強からざるも、無効分尠少なく、

且速作に堪へ、又潮風にも強し、原種を在來種に比すれば、諸形質整一、丸形にして中の大なり。

(2)「龜ノ尾」の第一號は、本縣獎勵品種の一に居り、而かも早生種を代表する優良品種にして、原種は在來「龜ノ尾」中より、選抜育成せし純系種にして、在來種に比し形質の整一なるは勿論、成熟稍早く、耐肥力強からざるも、米質良好なるを以て、市場の聲價最も高く、其の粒は丸形にして、中の中たり。

之を要するに、原料米は砂土質にして、排水十分なる水田に産せし硬米を使用すべきは、酒造米の科學的研究上證明する所なり。されば我が釀造家中には、特約農家に對し、其の栽培より刈取まで、常に監督を怠らざる熱心家をも見るに至れり。

我が酒造家が、他國の産米輸入を止め、専ら地米を使用するに至りしは、前述の如きも、茲に一の異例あり。去る明治三十年の、水害並に、蟲害に遭ひし時、郡内の米穀に不足を告げ、細民困難の際なるが故、各家の釀造石數は、最初申告高の半額を減する見込なるを以て、原料米は成るべく他國米を購入することを、決議實行せしこと是なり。

(明治三十年十一月十六日臨時幹事會決議)

序ながら、本郡に於ける釀造方法の概略を、左に記さん。

(一)釀造用水 仕込用には、多く井水を使用するも、河流に沿ひたる地方にては、河水を

使用するものあり

(二)釀造用米 郡内自給自足の主義に則り、前記の如く、土地産の「龜ノ尾」を使用するもの大部分を占む。

精白方法 機械搗(胴搗)にして、一部清水回轉式の精米機を用ひ、水車搗は、殆んど使用するものなし。而して磨擦器にて除糠したるものを多く使用する。

搗滅 酒母米は、普通一割乃至二割掛米は一割乃至一割五分とす。

洗漉 大體足踏み法なり、蒸汽器械を有する所は、洗米器を使用す。

浸漬時間 一夜漬にして、一二回換水す。

### 十三、餘 錄

#### 酒造税法改正の請願

去る明治四十年中、本縣の酒造家が、酒造税法の改正を請願せし時、本組合亦之れに加はりて、請願書を提出せり。参考の爲め、其の全文を左に掲ぐ。

#### 酒造税法改正請願書

謹テ奉請願候現行税法ノ整理ヲ要スルコトハ明白ナル事實ニシテ既ニ賢明ナル政府當局者ハ税法審査會ヲ設ケ以テ整理ニ努力セラル是レ實ニ納稅者ノ殊ニ深謝スル所ニ候而シテ我等ガ負擔スル酒造稅モ亦大ニ整理ヲ煩ハシ度左ニ事由ヲ具陳致シ候

一、明治十三年始メテ酒造稅ヲ徵課シタル時ハ納稅額僅カニ一石壹圓乃至貳圓ノ間ニ在リシガ時運ノ進歩ト國民經濟ノ發達トニ伴ヒ酒造稅ハ次第ニ増進シ明治二十七八年日清戰役以來屢其稅率ヲ增加シ一石拾五圓ニ進ミタリ然ルニ明治三十七八年日露戰役ニ際シ兩次ノ非常特別稅ヲ起シ五拾錢ヲ増徴シ更ニ壹圓五拾錢ヲ増徴シ合計貳圓ヲ増徴シテ一石拾七圓ト成リ遂ニ明治三十九年ヲ以テ永久稅トナレリ

一、此現行稅法ハ只大体ニ於テ清酒ト燒酎トニ區別シ其ノ燒酎ニ含メル酒精分ノ程度ニヨリテ五種ニ分チタルノミ未ダ清酒ヲ區別スルモノニアラズ即チ清酒ニ對シテハ價格ノ高下ニ拘ハラズ只同一率也例ヘバ兵庫縣灘、伊丹地方ノ酒ハ東京ニ於ケル小賣相場一升九拾五錢乃至壹圓餘ナリ然シテ兵庫縣ニ次グモノハ福岡、愛知、京都、奈良ノ產物トス東北及北陸諸縣ノモノニ至ツテハ東京ニ於ケル小賣相場四拾五錢ヲ越エズ低キハ即チ參拾錢ナリ即チ現行稅法ニ於テハ一升壹圓餘乃至九拾五錢ノモノモ四拾五錢乃至參拾錢ノモノモ皆一石拾七圓ノ同一率稅ヲ負擔スルナリ是レ實ニ不公平ナル稅率ニアラズヤ

一、是ニ於テ低廉ナル清酒ハ不利益ナルヲ以テ全ク之レヲ廢シテ高價ナル清酒ノミヲ釀造スルトセバ是レ消費高ヲ減ジ從テ遺石高ヲ減ズルニ至ル即チ中流以下ノ國民ハ生活上低廉ナル清酒ヲ飲用スレバナリ而シテ國家ハ中流以下ノ國民ヲ多シトス

一、又絶体ニ不可能ナル事情アリ兵庫縣地方ト新潟縣地方トハ天然ノ事情自ラ之ヲ異ニス即チ水ト氣候トハ重大ナル關係ヲ有シ新潟縣ニ於テハ之ヲ兵庫縣ニ倣ハント欲シテモ猶ホ能ハザルナリ天然ノ事情ガ之ヲ許サザル也

一、釀造ノ手數ハ上酒ニ於テモ下酒ニ於テモ異ル事無ク而シテ生産ノ上ハ其價格ヲ異ニシ更ニ猶ホ同一ノ稅率ヲ以テ律セラル是レ豈ニ苛酷ニアラズヤ實ニ負擔ニ堪ヘザル所苦痛ニ忍ビザル所ナリ

一、酒造稅ノ納稅狀態ガ他稅ニ比シテ甚ダ不結果ナルハ事實ニシテ滯納者多ク處分決行ノ上徵收セラレタルモノ多シ從ツテ酒稅缺損害多ク爲メニ國庫ノ收入減ズ之ヲ例セバ次ノ如シ

明治三十七年度

處分ヲ受ケタル納稅者	同	稅	額
地 租	五、七三七八		四、五四〇四
營 業 稅	九〇〇		六、〇七二
酒 稅	六六六		五六五、七四二
所 得 稅	五〇七		二、〇九九
醬 油 稅	一三九		三、一四二

而シテ處分ヲ決行シテ徵收セラレタル納稅總額五拾八萬貳千五百五拾八圓中酒稅ハ實ニ五拾六萬五千七百四拾貳圓ノ多キニ位ス從ツテ酒稅缺損額ノ大ナルハ明カナリ

此不結果ノ狀態ニ在ルハ何ゾヤ曰ク不公平ナル稅率ニ歸因セズンバアラザルナリ  
 稅率ノ不公平ナルハ惡稅ナリ即チ是レ負擔ノ不公平ヲ生ズレバナリ織物稅ノ改廢ノ論アリト雖モ猶ホ織物稅ハ價格ニヨリテ負擔ヲ異ニス通行稅ハ惡稅ナリト雖モ又距離ニヨリテ之ヲ異ニス獨リ酒造稅ノミ然ラズ是レ豈ニ酒造稅納稅者ノ堪フル所ナランヤ此故ニ納稅狀態ニ不結果ヲ生ジ徵稅費崇ミ官民ノ軋轢ヲ生ジ國庫ノ收入ヲ減ズ是レヲシモ惡稅ト云ハズンバ何ヲカ惡稅ナリト云ハンヤ今此不公平ナル均一稅ヲ改メテ從價稅トナサンニハ徵稅費ヲ減ジ納稅狀態モ好結果ヲ生ジ國庫ノ收入ヲ増加スルニ至ルノミニアラズ更ニ進ンテ釀造高ヲ増加シ三百萬石ハ發展シテ必ラズヤ四百萬石ニ至ラン即チ此一舉ハ一方我等ノ痛苦ヲ去リ他方國庫ノ收入ヲ増加スベシ是レ一舉兩善ノ策ナリ事情實ニ此ノ如シ仰ギ願クハ酒造稅ヲ審查シ我等ノ請願ヲ採用セラレンコトヲ即チ現行均一稅ヲ改メテ從價稅トナサンコトヲ徹衷ヲ披瀝シテ奉請願候也

明治四十年 月 日

大藏大臣法學博士 坂谷芳郎 殿

醸造技術員を置くの建議

大正六年十二月開催の佐渡郡會に於て、郡會議員中より提出せし、醸造技術員を置くの建議を可決し、翌年度より技術員を置くこととなれり。左に其の建議文を記す。

醸造技術員ヲ置クノ建議

本郡醸造業ノ各組合ニ對シ從來郡補助ヲ與ヘ其ノ事業ヲ獎勵シ漸次改善進歩ノ績ヲ揚ケツ、アルモ品質改善ノ點ニ於テ尙改良スヘキ事尠カラストス依テ大正七年度歳出經常部第七款第一項中ニ醸造技術員一名ヲ増加シ本郡醸造業ノ健全ナル發達ヲ爲サシムルノ要ヲ認ム貴官速ニ之ニ對スル適當ノ算額ヲ計上シ本期郡會ニ發案セラレンコトヲ望ム  
右本會ノ決議ニ據リ建議候也

大正六年十二月 日

佐渡郡長 足達儀國殿

佐渡郡會議長 下山堯安

造石税を従價税に改正の建議

大正七年九月二十二日、酒造税法第四條の造石税を従價税に改正せられんことを、其筋へ請願すべく、本縣酒造組合聯合會長に建議せり。其の文左の如し。

建議書

一、酒造税法第四條ノ造石税ヲ従價税ニ改正セラレンコトヲ其筋ヘ請願スルノ件

理由

現行酒造税法ハ價格ノ高下ニ係ハラス造石數ニ應シ均一率ヲ以テ課税セラル之レ課税ノ公平ヲ失スルノ甚タシキモノナリ故ニ織物税賣業税等ノ如ク價格ニ依リ課税スルヲ適當ナリト信スルヲ以テ之レカ改正ヲ望ム所以ナリ

右建議候也

大正七年九月二十二日

佐渡郡酒造組合長 近藤吉太郎

新潟縣酒造組合聯合會長 川上榮太郎殿

酒槽の封緘廢止の建議

大正十年四月二十四日開催の本組合春季通常總會に於て、酒槽の封緘を廢止する事を、其の筋に申請する事に可決し、これを縣聯合會に建議せり。建議書左の如し。

建議書

一、酒造家一般ニ對シ酒槽ノ封緘ヲ廢止セラレンコトヲ其ノ筋ヘ請願スルノ件

理由

酒槽封緘ハ今日ノ實狀ニ於テ取締上何等ノ効果無キモノト認ム而シテ酒造家ハ之レカ爲メニ保管及ヒ洗滌等ニ於テ不便利尠シトセス實ニ有害無益ノ業ニシテ時代錯誤ノ太タシキモノト信ス茲ヲ以テ速カニ之レヲ廢止サレンコトヲ望ム所以ナリ

右建議候也

大正十年四月二十四日

佐渡郡酒造組合長 近藤吉太郎

新潟縣酒造組合聯合會長 川上榮太郎殿

### 酒造家の合併

本組合員中にて、品質の統一及び利益増進の目的を以て、全郡の酒造家を合併して、株式會社を組織するの議起り、大正五年の秋季總會に於て、青木永太郎(組合長)中山五兵衛、近藤吉太郎の三氏を委員に挙げ、其の施設方法の調査を囑託し、更に大正六年の秋季總會に於て、近藤吉太郎、中山五兵衛、柴田繁、渡邊賢吉、若林助太郎の五氏を委員とし、株式會社設立方法の調査を囑託せしが、醸造場の位置、並に各自所有の倉庫、器具等の見積り算定に就き、異論を生じ、遂に行惱みとなれり。佐渡の酒造家を合併するに就ては、今より四十五六年前、既に其の計畫を樹てたる者なり。北溟雜誌第三十號に、左の記事あるも、遂に實行するに至らざりき。

酒造家合併の見込 雜太郡金澤村の内にて酒造家十一戸あり、斯く多き爲にか互に儲け得ざるの氣味あるより之を合併して酒造會社とすれば大に利益ありとの豫算を聞くに、差當り免許税に參百圓の得あり次に造込み日數凡六十日一日三人手間とすれば百八十人之を一ヶ所として十一ヶ所なれば千九百八十人となる一會社とすれば一日十一人にて足る故に六十日間六百六十人に減す賃金千九百八十人に付ては貳百九拾七圓、六百六十人に付ては九拾九圓となり之を差引すれば貳百八圓の得あり税金と合せて五百八圓の利益は目前にあり其他銘々のことにすれば有合ふ儘に譯もなく人に吞まする酒も少なからず猶細かに算すれば會社法には種々の利益ある上に團結すれば他國酒の輸入を防ぐの策もあるべしといふ主意にて先頃の二十區品評會の席上にて川上愛蔵氏之を發言せしに何れも賛成を表したりと、因に云ふ本州昨二十六年度の全國醸造高は凡そ一萬石にて此税金四萬圓酒造家は百六戸なりしも本年度は三四戸も減じたるやに開けり記者思ふに會社法の實益あるは何れの事業にも概斯くの如くなるべし獨酒造家の話とな聞き流し給ひな。(明治二十三年

四月二十五日發行)

### 佐渡米價の變遷

佐渡米價の變遷に就て、昭和七年二月中、中山組合長が、研究調査を遂げ、河原田町民諸氏に示せしものあり。有益なる參考資料なるを以て、左に其の全文を記す。

#### 佐渡米價の變遷

本郡は農産業の大宗なり米産又平年作に於て十八萬二千石郡外輸出米又六七萬石を算す昨年未新内閣出現まではなか／＼不況が續かれたが年改まると共に財界好轉せんかのやうに觀察す。米價又然り歐洲戰爭の一石五拾圓蓋の米が拾圓蓋に漸落をたどり循環しつつあり今商務の餘暇を得て古文書により明治年間の米價の變遷を研究せり今概略を表にし最高最低を年度別に記載す。町民各位の參考資料とならば幸甚なり。

年次	最高	最低	十年	一五五
明治元年	七、八〇	三、二〇	十一年	六、二〇
二年	一〇、七〇	七、四〇	十二年	七、四〇
三年	一〇、八〇	七、〇〇	十三年	八、二〇
四年	七、三〇	三、六〇	十四年	一一、五〇
五年	四、二〇	三、六〇	十五年	一一、一〇
六年	六、一〇	三、六〇	十六年	一〇、五〇
七年	八、二〇	五、六〇	十七年	七、二〇
八年	八、〇〇	五、七〇	十八年	六、一〇
九年	五、四〇	四、四〇	十九年	七、六〇
			二十年	五、八〇
			二十一年	五、一〇
			二十二年	六、二〇
			二十三年	八、〇〇
			二十四年	一〇、八〇
			二十五年	七、四〇
			二十六年	七、六〇
			二十七年	八、一〇
				一〇、一〇
				七、五〇

二十八年	九三〇	八、三〇	三十七年	一四、〇〇	一一、〇〇
二十九年	一〇、六〇	九、〇〇	三十八年	一四、一〇	一一、〇〇
三十年	一三、九〇	一〇、一〇	三十九年	一五、五〇	一三、〇〇
三十一年	一六、八〇	九、八〇	四十年	三七、七〇	一三、四〇
三十二年	一三、〇〇	九、一〇	四十一年	一六、六〇	一三、八〇
三十三年	一三、八〇	一一、一〇	四十二年	一四、二〇	一一、八〇
三十四年	一一、八〇	一一、〇〇	四十三年	一三、八〇	一一、二〇
三十五年	二、三〇	一〇、六〇	四十四年	一六、八〇	一四、二〇
三十六年	一五、五〇	一一、五〇	四十五年	二二、二〇	一七、二〇

一千五百年前顯宗天皇の御代には和銅四年米五石七斗六升が當百(七十六匁)應仁年間には米一石五百二十三匁、弘治、永祿年間には米一石一貫文、元和年間には慶銀十八匁、明暦年間には一石三十八匁、元祿四年米一石慶銀三十八匁、寛保年間には一石文銀六十二匁等の變遷をなせり。

### 佐渡人の酒量

佐渡より郡外へ輸出する清酒と、郡外より佐渡へ輸入する清酒は何程なるか。又佐渡に於ける清酒の總消費高は何程にして、其の一戸當りの消費と、一人當りの消費は何程なるか。今大正元酒造年度より、昭和七酒造年度に至る統計を左に示さん。(相川稅務署調査)

年度別	輸出高	輸入高	總消費高	一戸當り消費	一人當り消費
大正元酒造年度	—	八九〇	七、七四六	三六八、一五	六六、〇七
同 二酒造年度	—	六七一	七、四四七	三五四、二六	六三、七五
同十四酒造年度	四五〇	三二〇	八、四三四	三九六、四八	七七、二五

年度別	輸出高	輸入高	總消費高	一戸當り消費	一人當り消費
同十五酒造年度	四二〇	三五〇	七、六八四	三六三、一四	七〇、一七
昭和二酒造年度	三五八	三五〇	七、九五〇	三七二、六四	七八、二三
同 三酒造年度	五七五	二六七	七、五五五	三五六、二五	七一、一三
同 四酒造年度	三九三	二一〇	六、八七九	三二四、三二	六四、八九
同 五酒造年度	一九九	一一二	六、五二一	三〇一、〇三	六一、三六
同 六酒造年度	四三八	五七	六、六五七	三二二、六五	六二、六八
同 七酒造年度	六一七	一三二	六、八二四	三二〇、一〇	六四、三二

### 佐渡人一ケ年間の飲酒量

大正十三酒造年度には女子供に至るまで一人八升三合の酒を飲む

佐渡酒造組合調査に係る大正十三酒造年度(十三年十月一日より十四年九月三十日まで)の製成石高は清酒七千八百四十二石二升、焼酎八十九石五斗二升三合にて前年度に比し清酒千六百八十三石九斗九升一合、焼酎三十七石一斗一升六合の減石を示せるは縣酒造組合聯合會の減醸協定に依るものであるが、今前記の造石高七千九百三十一石五斗四升三合を全郡民十一萬五千人に割當てると婦女から生れたばかりの赤ン坊に至るまで平均一人が八升三合餘りの酒を呑んだことになつてゐる。(大正十五年五月七日佐渡の新聞)

又昭和三酒造年度には一戸當り三斗八升、一人當り七升餘りの酒を飲む  
相川稅務署管内即ち本郡へ昭和三酒造年度(三年十月より四年九月まで)に輸入された酒類は清酒二百六十七石、味淋十石、焼酎五拾四石、麥酒四百五拾四石で一面郡外輸出高は清酒五百七拾五石(内北海道二二七石、新潟二九二石、東京四四石、其他一二石)焼酎四石(新潟)を算し他は全部郡内に於て消費した譯であるが之を昭和三年十二末日現在に於ける本郡人口十萬六千二百人、戸

數二萬千二百七戸に割當てると一戸當り清酒三斗五升六合、味淋四勺、焼酎三合、麥酒二升二合となり一人當りでは清酒七升一合、味淋九才、焼酎七勺、麥酒四合を一ケ年中に大人小供を通じて飲用したことになる譯である（昭和五年四月十日佐渡の新聞）

稅務署長並間稅課長歷代

本組合の所轄、相川稅務署の署長並間稅課長の歷代左の如し。

署長ノ部

就任年月	轉任(又は退職)年月	勤續期間	氏名
明治三十年五月	明治三十二年三月	一年十一ヶ月	島崎峻太郎
同 三十二年三月	同 三十六年一月	三年十一ヶ月	岩村作四郎
同 三十六年一月	同 三十八年七月	二年七ヶ月	武田小太郎
同 三十八年七月	同 四十二年六月	四ヶ年	山田友衛
同 四十二年六月	大正 二年六月	四年一ヶ月	青木周作
大正 二年六月	同 三年十一月	一年六ヶ月	倉田莊太郎
同 三年十一月	同 五年六月	一年八ヶ月	澤村勘七
同 五年六月	同 八年十二月	三年七ヶ月	三村正方
同 八年十二月	同 十年四月	一年五ヶ月	荒井要
同 十年四月	同 十年十一月	八ヶ月	秦重郎
同 十年十一月	同 十二年一月	三ヶ月	尾崎正治
同 十二年一月	同 十三年十二月	二ヶ年	小林延

間稅課長ノ部

就任年月	轉任(又は退職)年月	勤續期間	氏名
同 十三年十二月	昭和 三年八月	三年九ヶ月	作山眞太郎
昭和 三年八月	同 四年七月	一ヶ年	加藤鐵兄
同 四年七月	同 九年十一月	五年五ヶ月	森茂
同 九年十一月	現在		齊藤盛次
明治三十一年四月	明治三十四年九月	三年六ヶ月	青木周作
同 三十四年九月	同 三十五年六月	十ヶ月	藤田音藏
同 三十五年六月	同 三十九年十月	四年五ヶ月	小川謙吉
同 三十九年十月	同 四十一年五月	一年八ヶ月	高木頼一
同 四十一年五月	同 四十二年十一月	一年七ヶ月	宮尾代九郎
同 四十二年十一月	大正 二年十一月	四年一ヶ月	竹垣次男
大正 二年十一月	同 五年十一月	三年一ヶ月	萩原傳次郎
同 五年十一月	同 八年六月	二年八ヶ月	田中直治
同 八年六月	同 十一年十一月	三年六ヶ月	阿部嘉吉
同 十一年十一月	同 十三年十二月	二年十一ヶ月	横田垣三
同 十三年十二月	昭和 三年九月	三年十ヶ月	橋詰茂平
昭和 三年九月	同 六年十二月	三年四ヶ月	宮島文雄

組合員以外の委託醸造禁止

大正五年十一月の評議員會に於て本組合員以外より委託を受け醸造せざることに決議せり。

郡外の品評會に於ける受賞者

本組合員にして(一)大藏省醸造試験所に開催せる全國酒類品評會(二)名古屋稅務監督局管内中部六縣下酒類品評會(三)新潟縣又は新潟縣酒造組合聯合會主催酒類品評會に出品したる清酒の入賞せし重なるもの左の如し。

清酒「老松」醸造元

中山五郎

- 一、明治二十八年十月 新潟縣酒造組合聯合會主催第一回清酒品評會に於て一等入賞
- 一、明治三十八年九月 新潟縣酒造組合聯合會主催清酒品評會に於て二等入賞
- 一、明治四十三年中 新潟縣酒造組合聯合會主催清酒品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正三年中 名古屋稅務監督局主催中部六縣下清酒品評會に於て三等入賞
- 一、大正五年十月中 名古屋稅務監督局主催中部六縣下清酒品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正七年中 名古屋稅務監督局主催中部六縣下清酒品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正八年中 大藏省醸造試験所にて開催せし全國清酒品評會に於て三等入賞
- 一、大正十年中 同上全國清酒品評會に於て三等賞を受く

- 一、大正十一年十一月 名古屋稅務監督局主催中部六縣下清酒品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正十三年中 新潟縣酒造組合聯合會主催清酒品評會に於て三等入賞
- 一、昭和二年中 名古屋稅務監督局主催中部六縣下清酒品評會に於て三等入賞

清酒「青野森」醸造元

青野林平

- 一、大正三年十一月 名古屋稅務監督局主催中部六縣下清酒品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正四年中 大藏省醸造試験所にて開催せし全國清酒品評會に於て三等入賞
- 一、大正五年十月 名古屋稅務監督局主催中部六縣下清酒品評會に於て三等賞を受く
- 一、大正六年十一月 大藏省醸造試験所にて開催せる全國酒類品評會に於て三等賞を受く
- 一、大正七年十一月 名古屋稅務監督局主催中部六縣下酒類品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正八年十月 新潟縣酒造組合聯合會主催酒類品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正八年十一月 大藏省醸造試験所にて開催せる全國酒類品評會に於て三等入賞
- 一、大正九年十一月 名古屋稅務監督局主催中部六縣下酒類品評會に於て三等賞を受く
- 一、大正十年十一月 大藏省醸造試験所にて開催せる全國酒類品評會に於て三等入賞
- 一、大正十一年十一月 名古屋稅務監督局主催中部六縣下酒類品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正十三年十一月 新潟縣酒造組合聯合會主催酒類品評會に於て三等入賞

清酒「美保川」醸造元

加藤長三郎

- 一、昭和七年十月 新潟縣酒造組合聯合會主催第十回酒類品評會に於て二等賞を受く



清酒「加茂川」醸造元

柴田 繁

- 一、大正六年十一月、同八年十一月、同十年十一月の三回、大蔵省醸造試験所にて開催せし全國酒類品評會に於て各三等賞を受く
- 一、大正十三年十月 新潟縣酒造組合聯合會主催酒類品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正十一年十一月 名古屋稅務監督局主催中部六縣下清酒品評會に於て優等賞を受く

清酒「眞野鶴」醸造元

尼畑與三作

- 一、大正十一年十一月 名古屋稅務監督局主催第三回中部六縣酒類醬油品評會に於て出品の清酒「錦野」は三等賞を受く
- 一、大正十三年十月 第七回新潟縣酒造組合聯合會主催酒類品評會に於て出品の清酒「錦野」三等賞を受く
- 一、大正十三年十一月 大蔵省醸造試験所に開催せし第九回全國酒類醬油品評會に於て出品の清酒「錦野」三等入賞
- 一、昭和三年十月 第九回新潟縣酒造組合聯合會主催酒類品評會に於て出品の清酒「眞野鶴」一等賞を受く
- 一、昭和七年十月 第十回新潟縣酒造組合聯合會主催酒類品評會に於て出品の清酒「眞野鶴」二等賞を受く

清酒「雪の友」醸造元

若林 幸平

- 一、大正五年十一月 名古屋稅務監督局管内第三回中部六縣酒類醬油品評會に於て二等賞を受く
- 一、大正七年十一月 日本醸造協會中部支部主催第一回中部六縣酒類醬油品評會に於て三等入賞

清酒「藤の井」醸造元

藤井三九郎

- 一、大正五年十一月 名古屋稅務監督局管内第三回中部六縣酒類醬油品評會に於て二等入賞
- 一、大正六年十一月 大蔵省醸造試験所に開催せし第六回全國酒類品評會に於て三等賞を受く

清酒「櫻川」醸造元

寺島善四郎

- 一、大正九年十一月 名古屋稅務監督局管内中部六縣酒類醬油品評會に於て二等入賞

清酒「花の友」醸造元

藤川 忠治

- 一、明治四十四年十月 新潟縣酒造組合聯合會主催第二回酒類品評會に於て褒狀を受く

清酒「和木川」醸造元

川上可一

- 一、大正二年十一月 日本醸造協會主催第四回清酒品評會に於て二等賞牌を受く

清酒「梅川」醸造元

高橋 幸吉

- 一、大正十一年十一月 名古屋稅務監督局管内中部六縣下酒類醬油品評會に於て「梅川」は一等入賞
- 一、昭和三年十一月 大蔵省醸造試験所に開催せし全國酒類醬油品評會に於て「梅川」は三等賞を受く
- 一、昭和七年十一月 同上品評會に於て「梅川」は入選賞を受く

表彰せられし従業者

本組合員の従業者にして新潟縣知事、新潟縣酒造組合聯合會、又は名古屋稅務監督局管内六縣下の酒類品評會に於て表彰されし者左の如し。

河原田町

中山五郎氏方

杜 氏

伊里 若松

- 一、大正六年九月中 新潟縣知事より多年勤続せる功勞を表彰され銀杯を賜る

- 一、大正十二年九月中 新潟縣知事より銀盃を賜る

河原田町

中山五郎氏方

從業員

伊藤 金藏

一、昭和七年九月 新潟縣知事より四十二年間勤続せる功勞に對して表彰され時計を賜る

兩津町 柴田繁氏方 杜氏 渡邊長松

一、大正十一年十一月 優等の清酒製造の功を賞され新潟縣知事より表彰せらる

醸造家と酒銘

本組合員の醸造せる清酒に冠したる酒銘を左に掲ぐ。

酒銘 町村名 醸造家氏名

青野森	澤根	青野林平
美保川	同	加藤長三郎
老松	河原田	中山五郎
天洋開	八幡	後藤久平
菊波	二宮	近藤吉太郎
石田川	同	山本萬平
勇駒	金澤	野方佐七郎
藤の井	吉井	藤井三九郎
松風	畑野	青木宗一

吉野川  
おけさ美人、櫻川  
錦野、眞野鶴  
竹の露  
眞野川、岩川  
戀ヶ浦  
花の友  
雪の友、若正宗  
岡の井  
月の友  
北雪、越渡  
岩の井、太鵬  
春日野  
櫻川  
花菱、泉川  
加茂川、佐渡正宗  
菊鶴、おけさ自慢

眞野  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
赤泊  
同  
同  
同  
松ヶ崎  
河崎  
兩津

逸見至  
嵐城治作  
尼畑與三作  
倉内惣市  
渡邊賢吉  
仙土實  
藤川忠治  
若林幸平  
岡崎毅  
葛西重平  
羽豆太三  
三浦貞一  
渡邊喜太郎  
寺嶋善四郎  
宇佐美龜五郎  
柴田繁

梅川、君が世  
和木川、扇山  
梶の井  
姫の森

加茂  
同  
外海府  
金泉

高橋 幸吉  
川上 可一  
梶井五郎左衛門  
姫の森酒造合資會社

佐渡酒誌終

昭和十年九月三十日印刷  
昭和十年十月八日發行

(非賣品)

新潟縣佐渡郡河原田町大字河原田本町三四番地ノ二  
發行者 中山五郎

新潟縣新潟市西堀前通四番町七三九番地  
印刷者 池田龜之助

新潟縣新潟市西堀前通四番町七三九番地  
印刷所 文明印刷所

電話新潟一〇二八番  
振替口座長野一二五三番

新潟縣佐渡郡河原田町大字河原田本町三四番地ノ二

發行所 佐渡郡酒造組合事務所

電話河原田四四四番  
振替口座長野四二六二番

368  
541